

# 女性の労働供給増加に向けて<sup>1</sup>

## 配偶者控除・特別控除の廃止と税額控除の導入

明治大学 千田亮吉研究会

萩原里紗 木下香澄 高梨将一 南雲 亮  
松村拓史 三嶋 綾 宮 義明 米山孝志

2006年12月

<sup>1</sup>本稿は、2006年12月16日、17日に開催される、ISF日本政策学生会議「政策フォーラム2006」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、千田亮吉教授（明治大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

## 目次

### はじめに

## 第1章 問題の所在

- 第1節 M字カーブの国際比較
- 第2節 配偶者控除・特別控除制度について
  - 1．概要
  - 2．創設背景と目的
  - 3．仕組み
- 第3節 配偶者控除・特別控除制度の問題点

## 第2章 税額控除

- 第1節 労働供給行動における所得効果と代替効果
- 第2節 アメリカの勤労所得税額控除（EITC）
- 第3節 日本の女性に適用するべきか

## 第3章 先行研究

- 第1節 配偶者控除・特別控除制度
- 第2節 税額控除

## 第4章 配偶者控除・特別控除に関する実証分析

- 第1節 制度は女性の労働意欲を制限しているか
- 第2節 労働供給関数の推定
  - 1．分析に用いるデータ：時系列データとパネルデータ
  - 2．パネルデータによる労働供給関数の推定
  - 3．時系列データによる労働供給関数の推定

## 第5章 新たな税額控除制度導入の効果

- 第1節 税額控除導入にあたって
- 第2節 現行制度の下で税額控除を導入した場合の効果

## 第6章 政策提言

## 参考文献・データ出典

# はじめに

---

現在日本では他の先進国と比較して類を見ない、急激な勢いで少子・高齢化が進んでいる。図1は、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計を示したものであるが、2100年にはわが国の総人口は現在の約半分まで減少すると予想されている。また、総人口に占める高齢者の割合も急速に上昇する。そして、少子化の大きな原因は合計特殊出生率の低下であるが、図2に示されているように低下は依然として続いている。人口減少の背景には、未婚化、晩婚化、晩産化、夫婦出生力の低下があり、人口減少社会において生産年齢人口の減少が経済成長の制約となることが懸念されるため、行き過ぎた出生率低下に歯止めをかけることと、新たな労働力を確保することが重要である。

新たな労働力の候補としては、女性、高齢者、外国人等が考えられる。本稿では、それらの中から女性の労働力に注目した。まず、女性の労働供給を抑制する原因の一つとして考えられる配偶者控除・特別控除について分析する。

配偶者控除制度は、一定の控除が認められる自営業世帯との税制上の差をなくすことと、専業主婦の「内助の功」を評価する声が高まったことから1961年に導入された。また、1987年には配偶者特別控除が「収入の壁」をなくすために導入された。しかし、現制度で控除を受けるには、配偶者の所得額に関して103万円までを配偶者控除、141万円までを配偶者特別控除の適用範囲として上限を設けていることから、控除適用範囲内におさめようと配偶者は収入を調整してしまい、十分に労働力を活用できていないことが指摘されている。控除対象を拡大した場合、パート労働者が増加し、縮小した場合はフルタイム労働者が増加するとされている。

本稿の目的は、経済成長の源泉である労働力を補うために女性の労働供給を増加させることである。そのため、女性の労働意欲を制限していると考えられる配偶者控除・特別控除制度を分析し、制度を変更するとともに、新たな税額控除制度を提案する。

本稿の構成は以下の通りである。まず第1章では、前半でM字カーブの国際比較を通じて女性の労働供給について論じた後に、配偶者控除・特別控除制度についての概要、創設背景と目的、仕組みを述べ、さらに「103万円の壁」といった制度の問題点を挙げる。しかし、配偶者控除・特別控除制度の廃止は増税を意味することになるので、第2章は減税策として、税額控除を取り上げる。まず、アメリカの税額控除制度(EITC)を紹介し、所得効果と代替効果についても述べている。それを踏まえたうえで、日本の女性に適用するべきかを明らかにする。第3章では、第1節で女性、特に既婚女性の就業形態や労働供給可能性に関する国内の先行研究について、第2節で税額控除制度に関する先行研究をそれぞれ概観している。第4章では、第1節で『家計調査年報』(総務省統計局)のデータを用いて、控除制度が女性の労働意欲を制限しているかどうかを明らかにしている。続いて第2節では、同じく『労働力調査年報』(厚生労働省)から得られる時系列データとパネルデータを用いて、控除制度廃止の影響がどのように現れるかを分析している。第5章では第1節で、前章の推定結果を使用してEITCのような税額控除制度を日本の現行制度に新しく適用したらどうなるかを述べる。第2節では『労働力調査』(総務省統計局)のデータを用いて、日本にEITCを導入した場合の、労働力人口の変化を検証する。

最後に第6章で政策提言をしている。

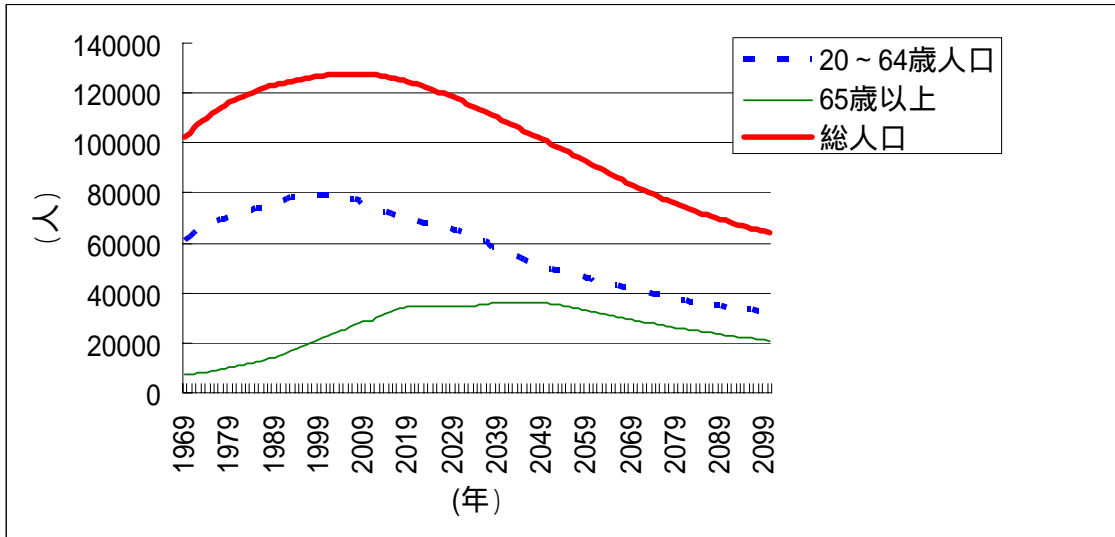


図1 将来人口推移 (国立社会保障・人口問題研究所中位推計より作成)

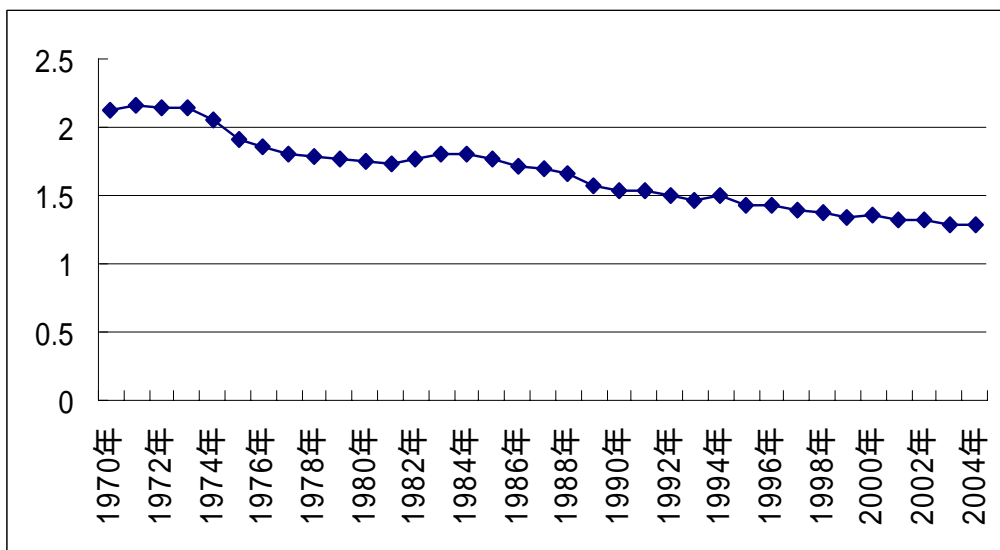


図2 合計特殊出生率 (厚生労働省「人口動態統計」より作成)

# 第1章 問題の所在

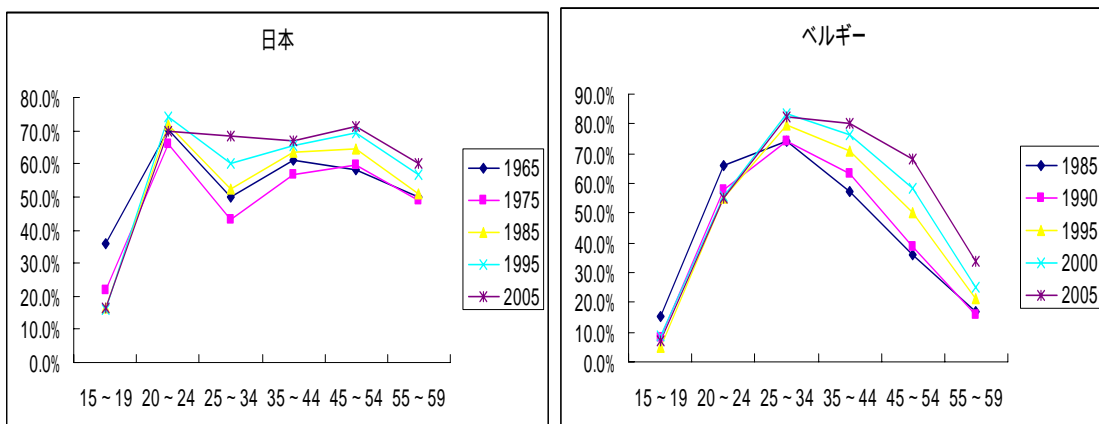
第1章では、配偶者控除・特別控除制度の問題の所在について述べる。まず第1節でM字カーブを取り上げ、どういった人の労働供給を増加させるのかを明確にする。第2節では配偶者控除・特別控除制度についての概要、創設背景と目的、仕組みについて述べる。第3節では、第2節で示された配偶者控除・特別控除制度のどういった部分に問題があるのかを明らかにする。

## 第1節 M字カーブの国際比較

女性の労働力率や有業率が出産や育児の時期に特に低下することについては、その折れ線グラフがアルファベットのM型であることからM字カーブと呼ばれている。図3は主要先進諸国の各年のM字カーブを示したものである。横軸は年齢、縦軸は女性の有業率である。

確かに、ベルギーやフィンランドなど、1980年代まで遡っても出産・育児期の女性労働力率が、20歳代前半期よりも低くない国がいくつかある。しかし、フィンランドも1960年代前半にはM字カーブがあった。アメリカも1970年代後半までは典型的なM字カーブが観察され、1980年代後半までは20～24歳の労働力率よりも25～34歳のそれが低かった。フランスも1970年代までは同様であったし、イギリスには1990年代初頭までM字カーブがあった。各国とも、様々な子育て支援と女性の多様な働き方を確立することでM字カーブを解消してきた。現在は、韓国と日本に同様のM字カーブがみられる<sup>2</sup>。

われわれは、日本に依然として残るこのM字カーブの窪み部分に注目した。確かに、最近になるにつれてM字の窪み部分は小さくなっている。しかし他の先進諸国と比較すると、そこに該当する人々がよりいっそう働けるようになれば労働力人口を増やすことができるのではないかと考えた。



<sup>2</sup> この点についての詳細は、鈴木（2006）を参照。

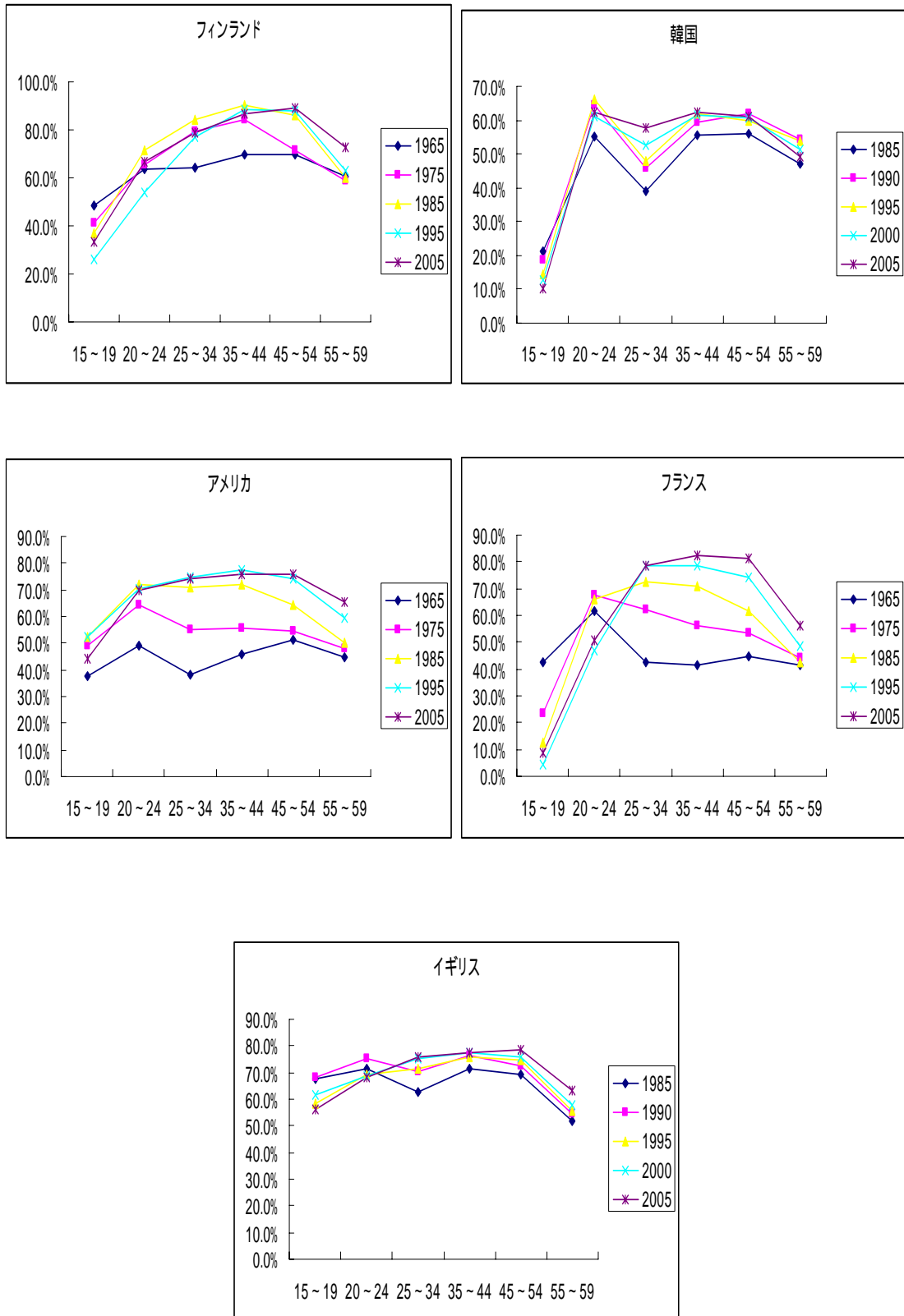


図3 先進諸国の女性の有業率(OECD Labor force statistics より作成)

## 第2節 配偶者控除・特別控除制度について

第1節で述べたように、M字カーブの窪み部分の人々を働けるようにするために、われわれは配偶者控除・特別控除制度に着目する。

### 1. 概要

配偶者控除は専業主婦の「内助の功」を評価する声が高まったことと、一定の控除が認められる自営業世帯との税制上の差別をなくすことを目的として1961年に創設された。現在は、生計を一にする配偶者（控除対象配偶者）がいて、その合計所得金額が380,000円以下の場合に適用し、控除額は380,000円に固定している。いわば配偶者に対する基礎控除である。

配偶者特別控除は1987年に「収入の壁」をなくすために導入された。世帯主の合計所得金額が1,000万円以下で、控除対象配偶者の合計所得金額が760,000円未満の場合、その合計所得金額に応じて控除金額が決定する。

### 2. 創設背景と目的

配偶者控除が置かれた背景について説明する。近代主婦の誕生について、瀬地山（1996）は労働力の安定的供給という観点から、生産労働と家事育児の再生産労働とに専従者を設けるほうが効率的で理に適っているとし、初期の社会政策が労働供給にとってなくてはならない措置であったことを説明している。それではなぜ男性は生産活動、女性は再生産活動のように男女で役割が固定されているかということについて、大沢（2002）は社会保障体系の特徴を家族頼み、男性本位、大企業本位にまとめ、社会保障制度が男女の役割分担を成立させる要因になっていると指摘する。加えて配偶者控除が創設された1960年代は、高度経済成長と第一次産業から第二次産業への転換があり、労働力の安定した供給が必要であったこと、年功序列、終身雇用、労働組合の三種の神器である日本型雇用慣行が成立し、男性は仕事に専念しなければならなかったこと、家父長制で夫が家庭を支えなければならぬとされていたことから「男性は生産活動、女性は再生産活動」という役割分担が生じた。「内助の功」、「専業主婦」とはそうした概念の形成によって働く夫を妻が支えることを前提にした産物であり、労働供給の面から専業主婦の存在は不可欠とされ価値は高まっていった。自営業世帯との税制上の差別をなくすことも、専業主婦の働きによる再生産活動の貢献の重要性が高まったことが起因している。

配偶者特別控除は、配偶者控除による弊害として、妻の収入が控除適用範囲外になると課税により夫婦の合計所得金額が減少してしまい、妻の年収を範囲内にとどめようとする行動が多く見られるようになり「収入の壁」が発生したため、控除額を段階的に減少させることで就労調整を抑制させることを目的として創設された。

### 3. 仕組み

配偶者控除・特別控除制度は過去に変更されており、現在の仕組みに決まったのは2003年のことである。図4は2003年度の税制改正を示したものである。妻の合計所得金額が0円から380,000円以下の場合には配偶者控除の380,000円を、380,001円から760,000円未満の場合には配偶者特別控除の最高額380,000円までのどちらかの控除を適用することを内容

とする。つまり配偶者特別控除のうち、配偶者控除と重複して排除される部分が廃止されたということである。したがって、妻の年収が1,030,000円未満の場合、配偶者控除の380,000円と配偶者特別控除の最高額380,000円までを重複して受けられていたことができなくなった。しかし、パート収入のある配偶者の所得と合算した世帯の手取りの所得が減らないよう、調整された部分は残っている。この2003年3月の配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止は、配偶者控除・特別控除の創設時と比べて現在では共働き世帯が増えたことと、配偶者特別控除が女性の就労の選択に中立的でないということから過度な専業主婦の優遇措置をなくし、税制の改正により構造変化に適応しようとして行われた。

なお、これは年収1,030,000円以下の妻がいる家庭には増税であるが、増税による歳入の増加分は少子化対策として2004年度以降の支給年齢が引き上げられた児童手当に用いられることとなった。

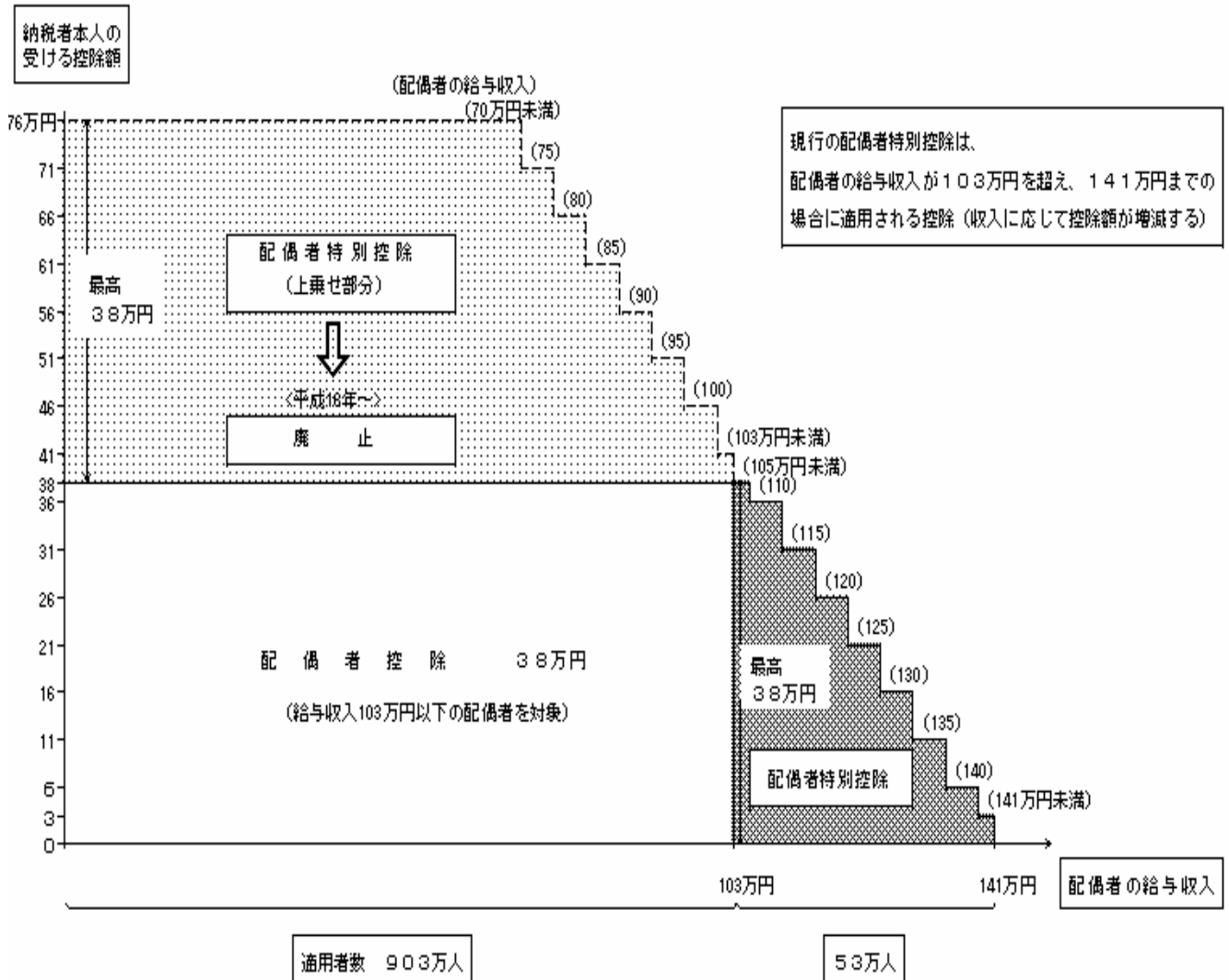


図4 2003年の制度変更の内容

(国税庁ホームページ<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/046.htm>  
2006年10月7日閲覧)



### 第3節 配偶者控除・特別控除制度の問題点

技術進歩（産業化）と家事の市場化による家事時間の短縮で時間に余裕が生まれた。その時間を再生産活動のみならず生産活動に費やす可能性が生まれ、女性の就労増加に貢献した。しかし、現制度では、配偶者の給与収入が 0 円から 1,030,000 円以下を配偶者控除、1,030,001 円から 1,410,000 円未満を配偶者特別控除の適用範囲として適用に上限を設けていることから控除適用範囲内に納めようと配偶者は収入を調整してしまい、十分に女性の労働力を活用できていないことが指摘される。この調整のことを“103万円の壁”という。それは図5において1989年、1994年ともに女子パート労働者の賃金が900,001円～1,000,000円の項目が多いことで示されている。また、図6、7では男女別パート労働者の就業調整の有無を述べており、どちらの年も女子の方が「調整する」の割合が高い。図8、図9を見ても、女子パート労働者の多くが配偶者（特別）控除を意識して、あるいは実際に就業調整を行って働いていることがうかがえる。このことから性別に基づく役割分担は過去の社会状況を反映したものであり、それに基づいて創設された配偶者控除・特別控除制度は現代に適していないといえる。制度が特定の生き方、つまり制度上標準とされる世帯構成であるサラリーマンと専業主婦世帯に誘導しているのである。

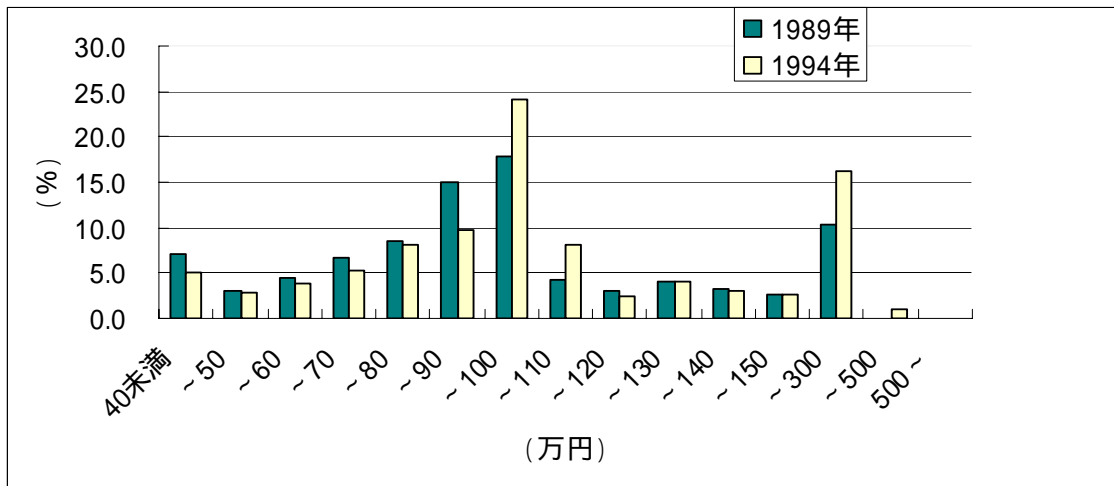


図5 女子パート労働者の年間賃金分布 (出所：樋口他 (2001))

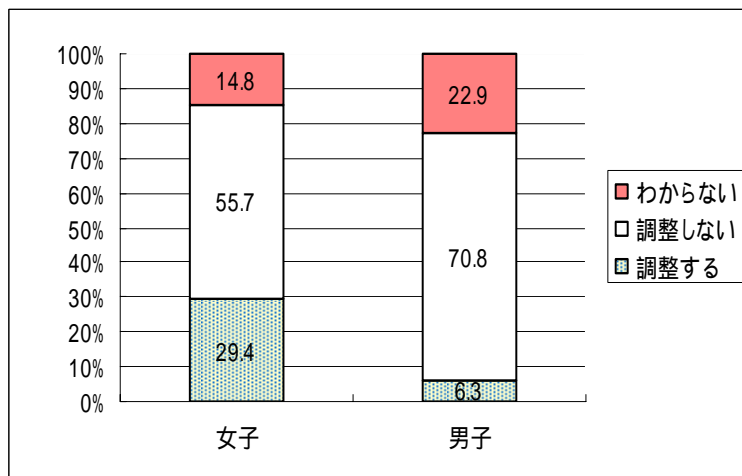


図6 1990年パート労働者の就業調整の有無 男女別 (出所：樋口他 (2001))

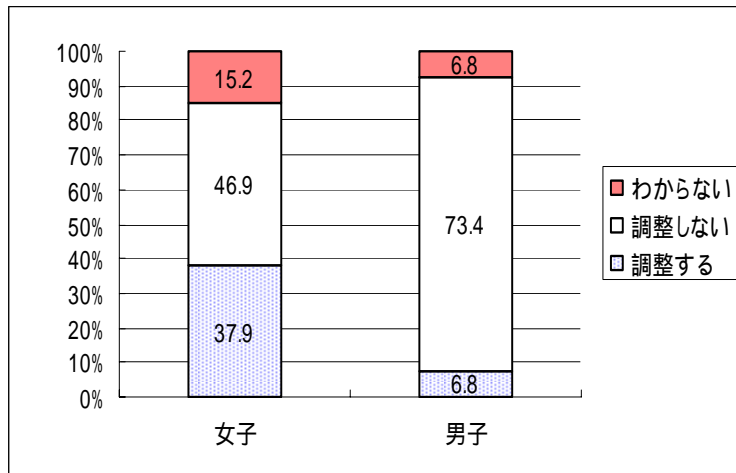


図7 1995年  
パート労働者の就業調整の有無 男女別 (出所：樋口他(2001))

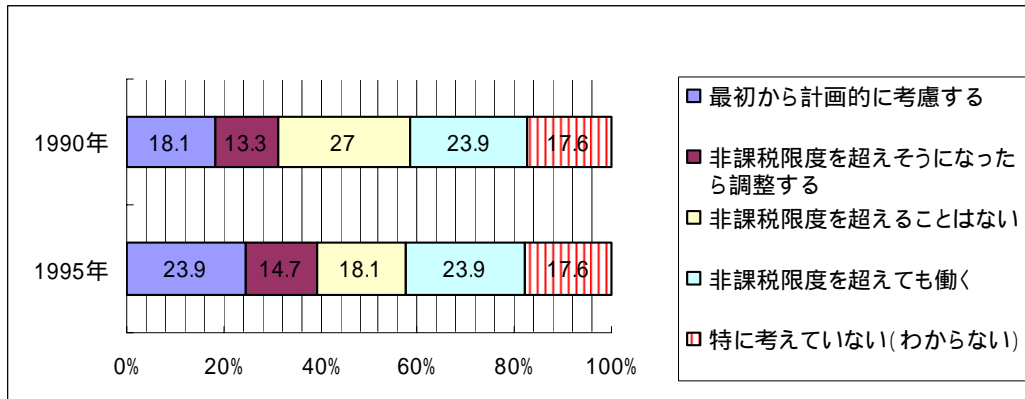


図8 女子パート労働者の非課税限度と就労調整の意識 (出所：樋口他(2001))

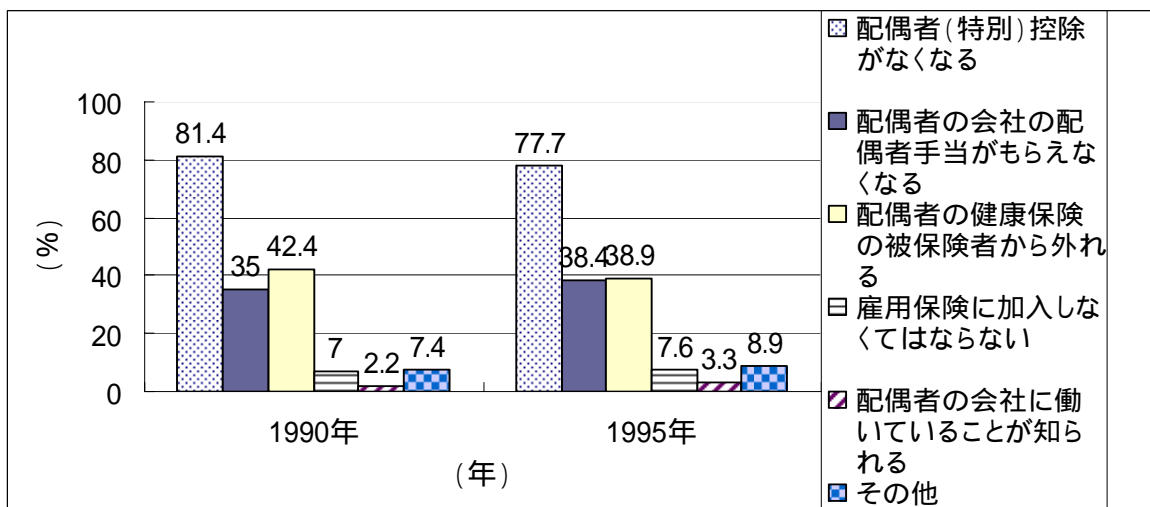


図9 女子パート労働者が就業調整をする理由 (出所：樋口他(2001))

## 第2章 税額控除

前章では、労働供給が減る中、女性の働く意欲を阻害する罰則規定のような配偶者控除・特別控除は廃止すべきであることと、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止で、配偶者控除・特別控除制度の廃止は増税を意味することを話した。そこで本章ではこの増税を相殺でき、同時にいっそうの労働促進につながる減税策として税額控除を取り上げる<sup>3</sup>。まず第1節では税引き後賃金の変化による所得効果と代替効果について述べる。次に第2節ではアメリカの勤労所得税額控除(EITC)の説明をしている。最後に3節で、日本の女性にこの制度を適用すべきかどうかについて述べる。

### 第1節 労働供給行動における所得効果と代替効果

本節では労働者の効用最大化の理論を用いて労働供給量を、労働時間 $H$ 、余暇時間 $L$ 、総時間 $T$ 、消費量 $C$ 、消費財価格 $P$ 、名目賃金 $W$ の5つの変数を用いて説明する。効用を $U(C, L)$ と表すと、原点に向かって凸の無差別曲線を描くことができる。家計は総時間 $T$ の中から、余暇 $L$ と労働 $H$ に充てる時間を選択する。両者はトレードオフの関係にあり、無差別曲線は、同じ効用水準を実現する所得と余暇の組み合わせである。すべての時間 $OA$ を余暇に費やせば、所得はゼロになる。逆に、すべての時間を労働時間に費やせば、所得は $OB$ となる。予算制約線は $AB$ であり、予算制約式は、 $(T-L)W = PC$ である。整理すると、

$C = \frac{TW}{P} - \frac{W}{P}L$ なので、予算線の傾き $\angle OAB$ は、 $-\frac{W}{P}$ である。次に課税した場合を考え

る。税率を $t$ とすると、時間あたりの賃金率は $\frac{W}{P}(1-t)$ に低下し、予算線は傾き $\angle OAC$ となり、予算制約線は $AC$ となる。このとき $E$ 点から $F$ 点への移行は、2つの効果に分けて考えることができる。 $E$ 点から $G$ 点への移行は、同じ無差別曲線上で、余暇を増やして労働を減らす代替効果であり、 $G$ 点から $F$ 点への移行は、異なる無差別曲線間で余暇を減らして労働を増やす所得効果である。

労働所得税は家計の労働供給行動に影響を与える。図10は労働供給が増加する場合を表したものである。代替効果が所得効果よりも小さく、労働意欲が課税によって高まっている。しかし、図11では代替効果が所得効果よりも大きく、課税によって労働意欲が減退している。これは、課税によって可処分所得が減少してしまうからである。

<sup>3</sup> わが国の現行制度下では、配当、住宅ローン、寄付金などについての税額控除がある。一方、配偶者控除・特別控除は税額控除ではなく所得控除である。

配偶者控除廃止に伴う増税による労働意欲の減退の可能性を考慮し、減税効果のある税額控除を導入することで増税の負担を緩和することが必要である。次節では税額控除の具体例としてアメリカにおける E I T C を紹介する。

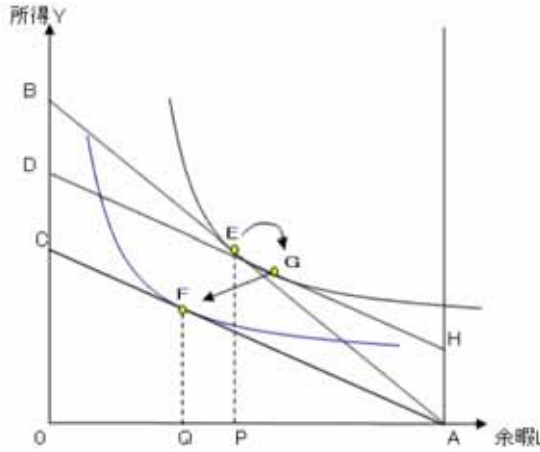


図 10 所得効果 > 代替効果

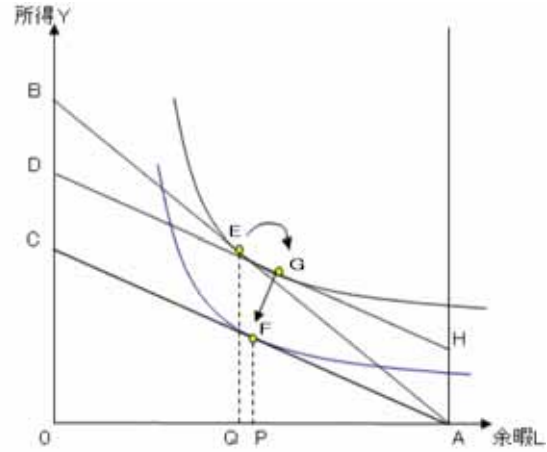


図 11 所得効果 < 代替効果

## 第2節 アメリカの勤労所得税額控除 ( E I T C )

アメリカの勤労所得税控除税制度 E I T C (Earned Income Tax Credit) は、就労の有無に関わらず支援を行う税制及び社会保障制度が、労働市場における雇用に対して歪みを与え、特に低所得層の就労インセンティブを損なう方向に働いているという懸念に基づいて所得税及び社会保障税負担を軽減し低所得層への財政的支援を行うこと、就労インセンティブを促進して労働供給を増やすことを目的として 1975 年に導入された。2000 年 7 月時点で、14 の州とコロンビア特区が州所得税の一部として E I T C を採用しており、ほとんどが連邦の補助金の一定率、連邦と同じ所得区分を採用している。具体的な税額控除の受給要件は、以下の通りである。

- 稼得所得があること
- 稼得所得が 10,710 ドル未満であること (子供 1 人の場合 28,281 ドル未満、子供 2 人以上の場合 32,121 ドル未満)
- 投資所得が 2,450 ドル以下であること
- 米国市民であること、または年間を通じて米国に在住していること
- 社会保障番号を持っていること
- 夫婦個別申告でないこと

次に、E I T C を導入する前と後の予算線及び効用の変化を説明する。図 12 は労働者の所得と余暇の選択を示したものである。E I T C が無い場合労働者の予算制約線は E F である。E I T C の特徴は控除額を 3 段階に分けていることである。

- 稼得所得が増加するにつれて控除額も増加する逓増段階 ( L A 区間 )
- 所得が増加しても控除額が最高控除額で一定の定額段階 ( A B 区間 )
- 所得の増加に伴い控除額が減額される逓減段階 ( B C 区間 )

したがって制度導入後の予算制約線は E A B C D になる。このとき制度導入前には m の無差別曲線を持つ人は点 E を選択し全く働かないが、導入後は無差別曲線の位置は m' までシフトし点 E' を選択し、働くようになる。つまりこの制度設計によって、稼得所得を有することが要件であることから、控除を受け取るためには就労することが必要なる。さらに、逓増段階で稼得所得が増加するほど控除額が大きくなり、しかも還付方式であることから課税額を上回る控除額分をネットで還付されることになるので、就労することが経済的に有利になる。しかし、一方で、逓減段階ではより働くほど控除額逓減されるため、むしろディスインセンティブが発生するデメリットがある。

また、E I T C は大部分が還付方式の税額控除を採用している。税額控除はその与え方により非還付方式と還付方式の 2 種類に分類することが出来るが、この 2 つの方式は効果が大きく異なり、伝統的な税額控除の概念と合致する非還付方式の場合、算出税額が税額控除によって相殺され、納付税額がゼロになる。一方、還付方式の場合、“算出税額 < 税額控除額”であれば算出税額が相殺されるのみならず、その差額が現金給付される。O E C D 諸国においては還付方式の税額控除が拡大しており、アメリカに加えイギリス、フランス、カナダ、ベルギー、アイルランド、ニュージーランドなどが還付方式の税額控除を実施している。E I T C は雇用促進のために、還付方式の税額控除を用いて実質賃金を引き上げることで、不就労のまま福祉に依存するよりも就労して所得を得る方を相対的に有利にする (Make Work Pay) ことを念頭に置き作られた制度である。E I T C は子供がいる世帯の方がより控除額が大きくなるものの、子供のいる世帯だけでなく、単身者・夫婦のみの世帯も利用することが、就労し獲得所得があることが要件の 1 つとなっている、子供がいる場合、子供の年齢が 19 歳未満 (学生の場合 24 歳未満)、子供がいない場合、本人が 25 歳以上 65 歳未満であることも要件であり、夫婦子供 2 人世帯の場合、税額控除の額は最高で 4,300 ドルとなる。

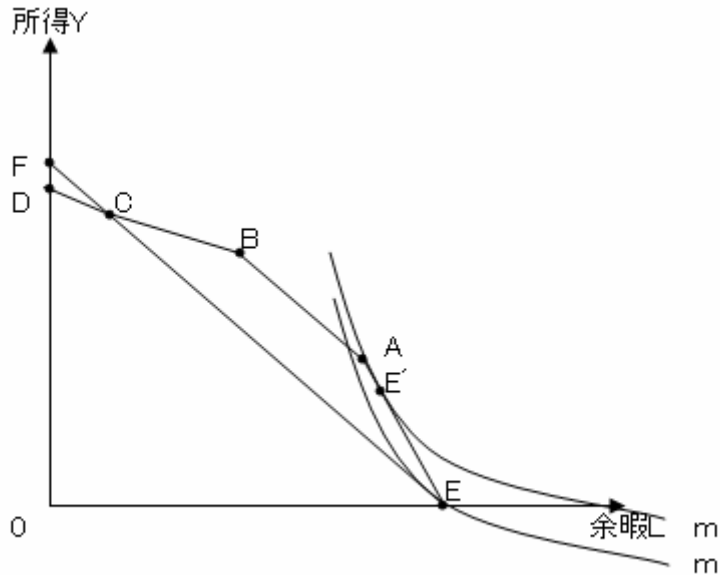


図 12 低所得者の予算制約線：稼得所得者税額控除の効果

### 第3節 日本の女性に適用するべきか

前節ではアメリカの勤労所得控除を紹介した。このような制度を日本に導入することで女性の労働供給を増加させることはできるだろうか。

女性が低所得者にあたる理由は2つある。第一に、女性労働者は男性労働者より賃金が低いことである。図13は厚生労働省の平成14年「賃金構造基本統計調査」の1ヶ月当たりの現金給与額を基に作成したグラフである。図13から、男性労働者は54歳までにかけて右上がりになっており、年功序列賃金制度が成立している。全年齢階級中最高額の現金給与額を受け取っている50歳から54歳までは43万9500円と、40万円を超えている。

ところが女性労働者の場合、39歳にかけては多少右上がりの傾向が見られるが、30歳から39歳で最高額26万6100円を得た後は大きな変動はとくに見られず、比較的横ばいに近くなっている。これは、女性のM字カーブに関して言われているように、女性は出産・育児休業や退職により一旦職場を離れ、復帰時にはパートタイマーとして働くためであり、給料が頭打ちになって、なかなか昇給しにくいことが伺える。出生・育児による休業や退職の影響から所得は30万円にとどいておらず、女性は男性と比較してどの年齢においても所得は低い、特に40歳から55歳にかけて賃金格差が大きい。

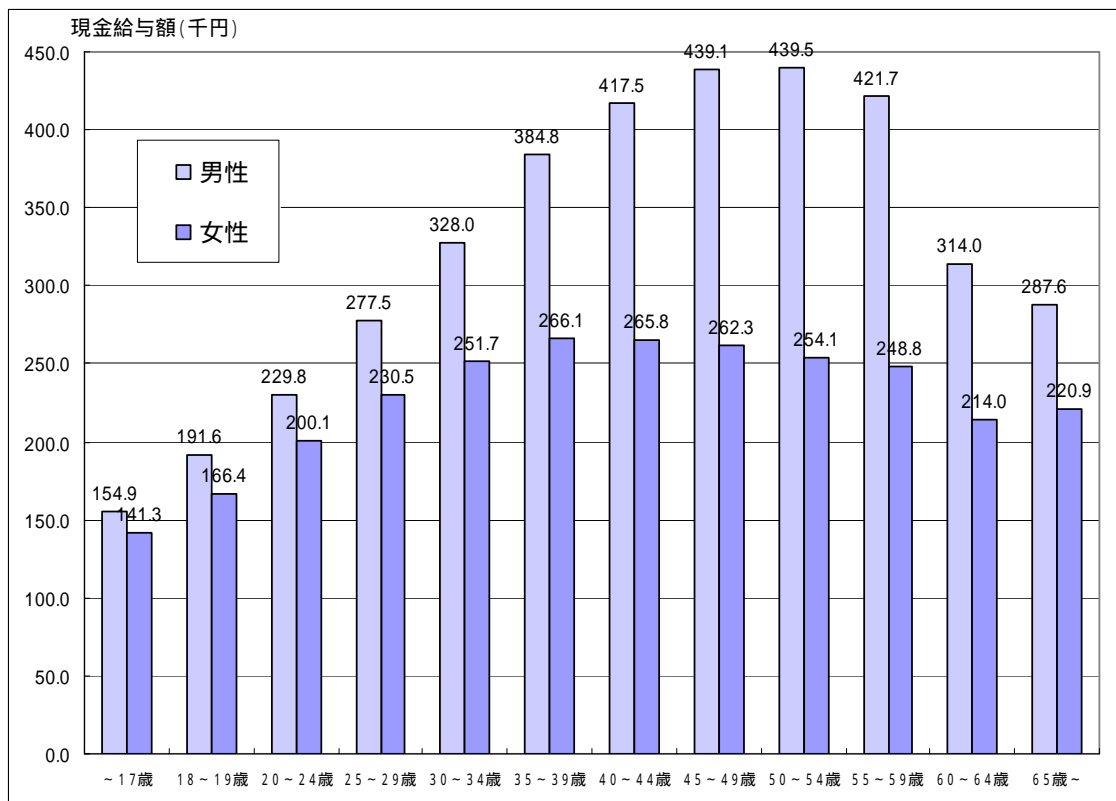


図13 1ヶ月当たりの現金給与額の男女比較  
(厚生労働省「賃金基本統計調査」より作成)

第二に、パートタイマーで働く女性は男性より多く、パートタイマーは一般労働者より賃金が低いことである。図14は厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」のデータを基に、1980年から2003年の1時間あたりの所定内給与額をパートタイマーと一般労働者で比較したグ

ラフである。このグラフにみられるように、パートタイマーはフルタイマーより賃金が低い。最大賃金格差は2002年の時給481円であり、およそ500円の差が生じ、近年その格差が拡大している。

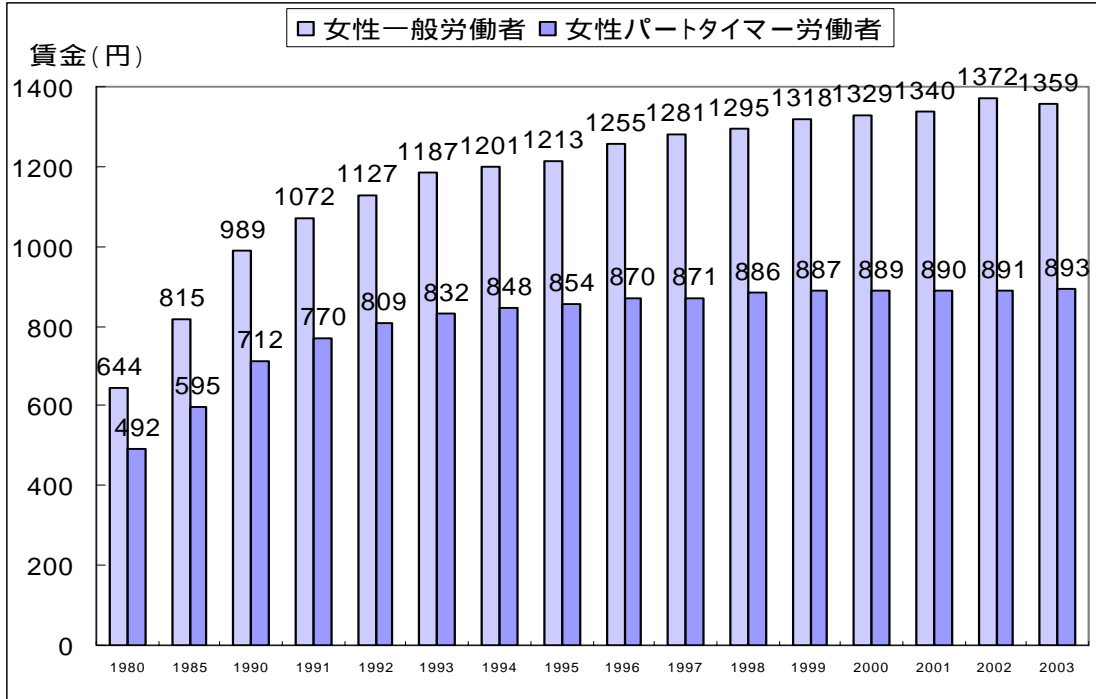


図 14 1時間あたりの所定内給与額についての女性パートタイマーと女性一般労働者の比較 (厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成)

パートタイマーに占める女性の割合も高い。図 15 は総務省統計局「労働力調査」の 1965 年から 2005 年のデータに基づいて、短時間雇用者数(週間就業時間 35 時間未満のもの)とそのうち女性が占める割合を示したグラフである。パートタイマーの女性は約 7 割と、比率でみて男性の約 2.5 倍が、パートタイマーとして働いている。彼女らは働こうにも家事・育児と仕事の両立への不安や、企業が一旦職を離れた女性をパートタイマーとして再雇用する傾向にあることから、仕方なくパートタイマーとして働かなくてはならない状況に置かれている。女性はパートタイマーであるが故に低賃金であり、長時間働くことができない。

女性の労働力が有効に扱われていないことに関して、日本の女性は学歴が高いほど再就職する割合が低いというデータがある。これは、結婚後に仕事を続けるかどうかを検証した滋野・大日(1997)、森田(2004)、金子(1998)、山田(2000)によって、教育水準は就業の継続において有意でない、言い換えれば、教育水準が高くてもそれに見合った投資分を回収しようとしなくて就業することを止めてしまう女性がいるという検証結果から知られている。再就職の場合、希望に沿う仕事を見つけるのが困難であるために、再就職をしない女性が増えているのである。

女性の非正社員化と非労働力化の原因は、日本では正社員の労働時間が長いのは当然であるという考え方が主流であることが大きく起因している。「男性は外で仕事、女性は家で家事育児」という男性中心の雇用形態が長年定着してきた結果、女性は途中退職するものであるという考え方が世間一般に広まり、制度や労働市場の構造が女性の就労を抑制するようにつくられてしまっている。

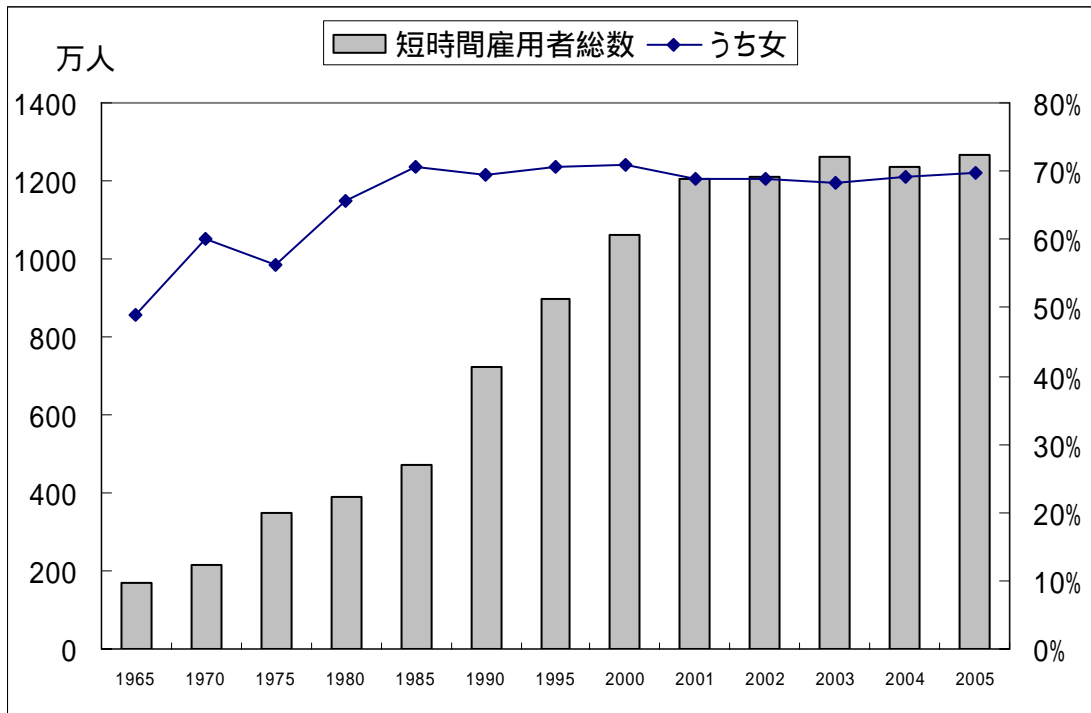


図 15 短時間雇用者数（週間就業時間 35 時間未満のもの）とそのうち女性が占める割合  
（総務省統計局「労働力調査」より作成）

図 16 は総務省統計局「労働力調査」の 1965 年から 2004 年のデータを使用して、雇用者中短時間労働者が占める割合と女性雇用者中短時間労働者に占める割合を示したグラフである。雇用者中短時間労働者に占める割合に関して、2004 年は約 25%が短時間労働者であり、1965 年の約 4 倍になっている。

女性雇用者中短時間労働者に占める割合に関して、2004 年の女性の短時間労働者は女性全体で約 40%を占めており、年々増加している。

短時間労働者の増加と共に女性の短時間労働者も同じように増加していることから、女性のパートタイマーが近年になって増加していることが、認められる。

以上をまとめると、全体として女性は低賃金労働者であり、中でも女性パートタイマーの賃金の低さが顕著であること、女性のパートタイマーが近年、増えてきていることが明らかになった。



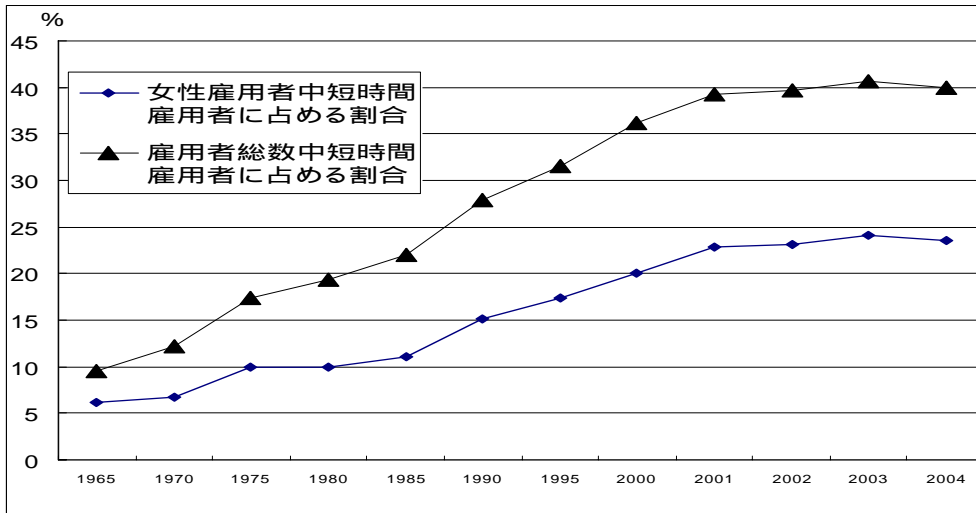


図 16 短時間労働者に占める割合と女性雇用者中短時間労働者が占める割合  
(総務省統計局「労働力調査」より作成)

### 女性の活用は企業業績の向上に繋がる

先に、女性の短時間労働者が増加していることを述べたが、女性の活用は企業の生産性向上に大変有効であることが明らかになっている。

女性の活用度合いと企業の業績との間にはプラスの関係が存在する。経済産業省は 2003 年に行なった研究<sup>4</sup>で、女性比率の高さは企業の利益率にプラスの影響を与えることを明らかにしている。2004 年の 21 世紀職業財団の調査<sup>5</sup>でも、女性の能力の活用を促進することと経営パフォーマンスを上げることとの関連が見られると、同様の結果が出ている。女性の能力発揮や仕事と家事・育児の両立支援策に力を入れている企業では、働く人のモチベーションが高まり、その結果、企業の業績の向上に寄与しているのである。ただし、これらは単純に女性の雇用者数をのばすだけでは達成されない。条件として、男女勤続年数格差が小さいこと、出産などで退職した女性の再雇用制度を実施していること、つまり「女性が活躍できる企業風土」が整っていることが提示されている。このプラスの効果は、以前からの男性中心の立場に立った日本的企業の体勢では有効に働かないため、企業の意識改革が必要不可欠であることを指摘している。

少子高齢化の進行速度が速い日本では、2006 年になってついに死亡率が出生率を上回り、人口減少が始まった。2007 年には団塊の世代の大量退職もあり、労働力人口の減少を食い止める対策の即急な実施は避けて通れない事態になっている。女性の活用と企業業績のプラスの関係から、企業は質の良い労働力の確保にとともに、女性の活用を意欲的になるべきであり、職場に根付いている男女間の格差をなくし、女性が活躍できる環境を整えていくことが求められている。

このように、女性の活用促進は企業の戦略として大いに理にかなっているといえ、女性の採用に対してこれまで以上に企業は本腰を入れて取り組んでいくべきであるという十分な裏付けが存在するのである。よって、われわれは E I T C のような税額控除制度を日本に導入すべきであると考えた。その根拠は(1)第 1, 2 節で示したように E I T C のような制度が低所得者の労働供給の増加に有効であること、(2)本節で明らかにしたように、日本の多くの女性が低所得者であることの 2 点である。第 4 章では労働供給関数を用いた分析を行い、その結果を踏まえた上で政策提言を行う。

<sup>4</sup> 経済産業省(2003)『男女共同参画研究会報告：女性の活躍と企業業績』

<sup>5</sup> (財)21 世紀職業財団(2004)『企業の女性活用と経営業績との関係に関する調査』

## 第3章 先行研究

第2章では、第1節で女性、特に既婚女性の就業形態や労働供給可能性に関する国内の先行研究について述べる。最初に、妻の就業と所得不平等に税制が与える影響について調べた小原(2001)、次に家事従事者の労働供給の可能性について調べた田中(2001)、既婚女子の雇用形態の選択に関して調べた永瀬(1994)、配偶者控除・特別控除制度に関して調べた樋口他(2001)、配偶者特別控除の部分的廃止が女性の労働供給に与えた影響について調べた別所(1997)、有配偶書生の就労と労働時間選択について調べた坂田・McKenzie(2005)について述べる。

続いて第2節では、EITCの労働市場への参加、労働時間に与えた影響について述べられた内閣府政策統括官(2002)の「海外諸国における経済活性化税制の事例について」を先行研究で取り上げる。

### 第1節 配偶者控除・特別控除

小原(2001)は、1993～1997年の『消費生活に関するパネル調査』(家計経済研究所)のパネルデータを用いて、妻の就業と所得不平等に税制が与える影響を分析している。夫の勤め先収入の10分位ごとに、妻が市場労働を行っていれば1、行っていないならば0となる変数を被説明変数にして推定を行っている。その結果、夫の所得が高い妻ほど専業主婦の割合が弱まり、逆に妻が有業者で夫婦ともに所得が高い家計が増えてきていることを明らかにし、これにより生じた世帯全体の不平等化に言及している。また、配偶者控除・特別控除にも言及し、配偶者控除が世帯所得の平等化に貢献していないことを指摘している。ただし、この不平等化は不可避的なもので政策的には排除できないとして議論を終えているが、不備が存在する限り夫婦構成の変化に即した制度へ改変されるべきであるということを確認している。

田中(2001)は、1970～2000年の『国民生活時間調査』(日本放送協会)のパネルデータを用いて、「家庭婦人<sup>6</sup>」の家事時間のデータをもとにして家事従事者の労働市場への参加

<sup>6</sup> 「職業を持っていない人」のうちで「主として家事に従事している女性」のこと。「家事従事者」とほぼ重なる概念であるが、

(1) 男性を含まない

(2) 報酬を得る仕事をしている人を含める

という点で、両者にはずれがある。

の可能性を分析している。その結果、家事専従者の労働供給の可能性はあるとして、家事専従者の労働供給は増大していく余地を指摘している。しかし、時間量からすれば期待できる労働供給増加量は必要時間量の1/3以下であるとして、現段階では大きい効果は与えないとしている。それでも今後、スタンダードとして要求される労働時間が今よりも長くなり、長時間労働を家事従事者自身が許容するようになれば、労働供給可能性は著しく増えるということ述べている。具体的には、週60時間を基準に1985年の推計値を用いた結果、2025年までに必要な労働時間量である家事専従者一人あたり週13時間の市場労働への参加が得られるとしている。また、もうひとつの見込みとして、家事時間を一日5時間弱にするという家事時間の大幅な短縮を挙げている。

永瀬(1994)は、1983年の『1983年職業移動と経歴(女子)調査』(雇用職業総合研究所)のパネルデータを用いて、「労働時間」と「従業上の地位」からパート労働者を中心に既婚女性の就業選択を分析している。就業者は、従業上の地位として、「パート」、「正社員」、「家族従業」、「自営業、個人営業」、「内職」のいずれかを選択する形となっている。「正社員」を基準として、それぞれの項目を選択したものを1、選択しなかった者を0とする「パートダミー」、「家族従業者ダミー」、「自営業ダミー」、「内職ダミー」を賃金関数に説明変数として入れてその効果をみている。これによると、パートは正社員よりも賃金率が約3割低く、パートの約半数が週35時間以上の長時間労働者であることが確認されている。さらに、正社員とさして変わらない労働時間、仕事内容であるのに、正社員との賃金格差が入社から勤続とともに拡大することから不満を訴える者が多いとも述べられている。一般に言われる、パートは労働時間選択に高い柔軟性を有しているということについても、長時間パートは教育年数が短い者ほど多いこと、離職年数が長いほど正社員になりにくいことから企業の影響を強く受けて仕方なくパートを選択する実情を明らかにしている。そして、育児後の再就職には短時間パートが最適であると考え、自らパートを望んでいる者がいることも明らかにしている。しかし、パートは勤続年数が将来賃金をほとんど高めず、キャリア形成に繋がる雇用機会に恵まれないことから、待遇は必ずしも良いとは言えない。他方、正社員は良好な就業機会に恵まれ、賃金水準が高く、勤続年数が長期化することで賃金は上昇するが、家庭との両立が困難なことから、家事・育児を代わりに担ってくれる祖母と同居しているものが正社員のうちの大きな割合を占めていることも明らかにしている。

樋口他(2001)は、1993年の『消費生活に関するパネル調査』(財団法人家計経済研究所)のデータを用いて女性の就業行動と配偶者控除・特別控除制度の関連を分析している。具体的には、女性有配偶者の就業形態を「制度内パート<sup>7</sup>」=0、「正社員<sup>8</sup>」=1、「無業者<sup>9</sup>」=2、「制度外パート<sup>10</sup>」=3のダミー変数として表している。有配偶女性が就業行動を選択するにあたっては、夫の可処分所得<sup>11</sup>や世帯の預金などといった家計の財務状況とともに、年齢や学歴といった本人の属性、子供の有無や親との同居を考慮するものと仮定し、それぞれを説明変数に加えている。また、適用所得上限額を説明変数に加え、そのパラメータの検定により、配偶者控除制度等の就業行動への効果を検証している。その結果、公平性において、配偶者控除等の恩恵が高所得者世帯に集中しがちであり、配偶者控除等の適用範囲内にすべく妻が就業を抑制していることが示されていることから、雇用者世帯間の垂直的公平性の改善を指摘している。中立性については、配偶者控除等の拡充は有配偶女性のパート労働者としての労働力を増大させ、同時に配偶者控除等の拡充はパート労働者の労働時間を長くすることに繋がるということを示している。

<sup>7</sup> 制度内パート：配偶者控除制度等の適用対象の非正規雇用労働者。

<sup>8</sup> 正社員：正規雇用労働者。

<sup>9</sup> 無業者：専業主婦。

<sup>10</sup> 制度外パート：配偶者控除制度等の適用対象外の非正規労働者。

<sup>11</sup> 夫の可処分所得には、夫の年収から配偶者控除、配偶者特別控除、基礎控除及び給与所得控除の控除額を差し引いたものを使用している。

別所(1997)は、都道府県のクロスセクションデータを用い、配偶者特別控除の部分的廃止が女性の労働供給に与えた影響に関して分析をしている。「女性パートタイマーの年間平均労働時間」を被説明変数、「平均時間給」、「6歳以下の親族がいる世帯比率」、「配偶者控除を理由に就業調整をする人の比率」、「世帯人員一人当たりの夫の所得の伸び」、「パートタイマーの勤続年数」を説明変数として推定を行っている。

その結果、時間給が上昇した場合、パートタイマーは時間給の上昇による所得の増加よりも同じ所得を維持するための労働時間の短縮を優先していることを示していること、幼い子供のいる親は比較的若いであろうから年齢の影響を代理している可能性があること、配偶者控除の存在が、労働時間の決定に対して有意に負の影響を持つことを示し、女性パートタイマーの労働動機に家計補助の側面が強いとすると、夫の所得の伸びは労働時に対してマイナスの効果を及ぼすはずであることを明らかにした。

そして最終的に、配偶者控除の全廃は、何らかの事情でパート労働を選択せざるをえない「弱者」に、現在以上の経済的負担を課すだけでなく、社会維持に必要なコスト負担をもこうした「弱者」により集中させることになるため、配偶者控除の全廃が、一部の識者が指摘するような「真の弱者救済」を実現するかどうかは疑問である、と述べている。

坂田・McKenzie(2005)は、2004年度と2005年度の「慶應義塾家計パネル調査(Keio Household Panel Survey)」を用いて、有配偶女性の就労選択に関する分析と、労働時間選択に関する分析を行っている。有配偶女性の就労選択に関する分析は、「就労の有無」を被説明変数に、「年齢」、「学歴」、「夫の収入」、「妻の勤労所得以外の収入」、「家族人数」、「未就学児童数」を説明変数として推定をしている。労働時間選択に関する分析は、対象を週労働時間が35時間未満のパート労働者に限定し、上記と同じ説明変数で推定をしている。

その結果、就労選択に関してはいずれのケースも統計的に有意な変化はなく、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止が有配偶女性の就業率を上昇させる効果があったとは言えないということを明らかにしている。一方で、労働時間の分析では配偶者特別控除の廃止が有配偶女性の労働時間をおよそ4時間増加させたということを明かし、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止は女性の就業選択には影響がなかったものの、労働時間を増加させる効果がわずかではあるが確認できたということも明らかにしている。さらに分析の結果をふまえて、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止では、額が小さすぎるために有配偶者の労働供給に大きな影響を与えるほどのインパクトがなかったということも述べている。

以上の先行研究を参考に、我々はこれらの先行研究とは異なる坂田・McKenzie(2005)以外の時系列データとパネルデータ<sup>12</sup>を用いた分析を行う。最新時点を含むデータを用いることで、先行研究では扱われていない2003年3月に決定され2004年1月から実施された配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止の影響を明らかにすることができる。

<sup>12</sup> ほとんどの先行研究で個票ベースのパネルデータが用いられている。我々は個票データを利用することができないので、年齢階級をクロスセクション方向の単位とする擬似パネルデータを用いた。以後はこの擬似パネルデータを単にパネルデータと呼ぶ。

## 第2節 税額控除

本節では、EITCが労働市場への参加、労働時間に与えた影響についてアメリカの分析例をまとめた内閣府政策統括官(2002)の「海外諸国における経済活性化税制の事例について」の内容を紹介する。

この先行研究の中でまず、労働市場への参加の観点から見るとEissa and Liebman(1996)は、EITC拡大が独身女性の労働参加率に与えた効果についての分析において、シングルマザーの労働参加率を2.8%上昇させたとしている。

また、Eissa and Hoynes(1998)、Dickert, Houser and Scholz(1995)、Meyer and Rosenbaum(1999)においても、異なる分析手法を用いながら、シングルマザーの労働参加率を上昇させる一方、世帯2番目の稼ぎ手に対してはネガティブな効果を持つという同様の結果を得ている。具体的にはまず、Eissa and Hoynes(1998)では、84年から96年までのEITC拡充により、既婚男性の労働参加率は0.2%ポイント上昇、既婚女性の労働参加率は1.2%ポイント低下し、純所得に対する労働参加への弾性値が既婚男性0.03、既婚女性で0.29であることを示唆している。次にDickert, Houser and Scholz(1995)では、93年のEITCの拡充により、シングルマザーの労働参加率はベースの56.4%から3.3%ポイント上昇し、純所得に対する労働参加の弾性値が約0.85であることを示唆している。3番目にMeyer and Rosenbaum(1999)では、女性が働けば所得税が1,000ドル減少するとした場合、雇用は2.3%から2.9%ポイント上昇し、純所得に対する労働参加への弾性値が0.69から0.70であることを示唆している。

次に労働時間の観点からは、EITCが労働時間に小さいながらもネガティブな影響を与えている。Liebman(1997)は、限界税率が不連続になっているにも関わらず、EITCが定率減少する区間のはじまりと終わりに勤労者は集まってはいることを示し、EITCが既に労働市場にいる者の労働時間との関係を多くの勤労者が正確に把握していないからだとしている。しかし、このようなネガティブな影響がある一方で、EITCが全労働時間(EITCにより新たに参加した労働者及び労働時間を減少させた労働者を含む)に与える影響については、Kean and Moffit(1998)は、84年から96年までのEITC拡充により、労働時間の合計はわずかに増加し、中位の週労働時間は24.1から26.5に増加し、この変化は新規の労働市場にいた者の労働時間減少によっても変わらなかったとしている。さらにDickert, Houser and Scholz(1995)でもプラスの影響があるとしている。

最後に、貧困対策としてのEITCの効果だが、Liebman(1997)の分析によると、アメリカでは、1976年から1996年の間に最低所得層の割合が4.4%から3.7%に低下し、最高所得層は、16.0%から21.4%に上昇したが、この期間に子供のいる世帯において、EITCは最低所得層の所得低下の29%、第2下層の9%を埋め合わせたとしている。またCouncil of Economics Advisors(1998)は、1997年にEITCにより430万人が貧困から脱出したとしている。以上の先行研究の結果を参考に、我々は第5章でEITCと同様の新たな税額控除を日本に適用した時の効果を明らかにしていく。

# 第4章

## 配偶者控除・特別控除に関する実証分析

第4章では、配偶者控除・特別控除制度についての実証分析の方法およびその結果について説明する。

第1節ではこの制度が女性の労働意欲を制限しているかどうかを調べるために総務省『家計調査年報』の「年間収入5分位・10分位階級別1世帯当たり年平均1ヶ月間の収入と支出(勤労者世帯)」の2000年から2004年の平均値を用いて、世帯全体の収入と配偶者の収入が、階級の違いでどのように変化するかを比較した。第2節では『労働力調査年報』(総務省統計局)等から得られる時系列データとパネルデータを用いて、労働力人口比率を被説明変数とする労働供給関数を男女別、あるいは年齢階級別に推定し、控除制度変更の影響がどのように現れるかを分析している。

### 第1節 制度は女性の労働意欲を制限しているか

はじめに、『家計調査年報』(総務省統計局)の「年間収入5分位・10分位階級別1世帯当たり年平均1ヶ月間の収入と支出(勤労者世帯)」の2000年~2004年の平均値を用いて、世帯全体の収入と配偶者の収入が、階級<sup>13</sup>の違いでどのように変化するかを比較してみた。図17をみると、世帯全体の収入は、階級と金額がほぼ一直線上にあることがわかる。一方で配偶者の収入は、第9分位と第10分位の間に大きな差があるということがわかった。それは世帯主の収入が1,000万円を超えた場合(主に第10分位に属すると思われる)は控除制度が適用されなくなるため、ここで大きな差が生じたと考えられる。つまり、第10分位に属する配偶者は制度によって就労調整をする必要がなく自由に働くことができるのに対して、第9分位以下に属する配偶者は制度によって制限が加えられていることから、十分満足のいく就労ができていないのである。以上の結果から、女性の労働意欲を制度が制限していると判断できる。

<sup>13</sup> 年間収入で、第1分位:~3,590,000・第2分位:3,590,001~4,520,000・第3分位:4,520,001~5,210,000 第4分位:5,210,001~5,930,000・第5分位:5,930,001~6,640,000・第6分位:6,640,001~7,470,000・第7分位:7,470,001~8,400,000・第8分位:8,400,001~9,580,000・第9分位:9,580,001~11,520,000・第10分位:11,520,001~である(単位は円)。

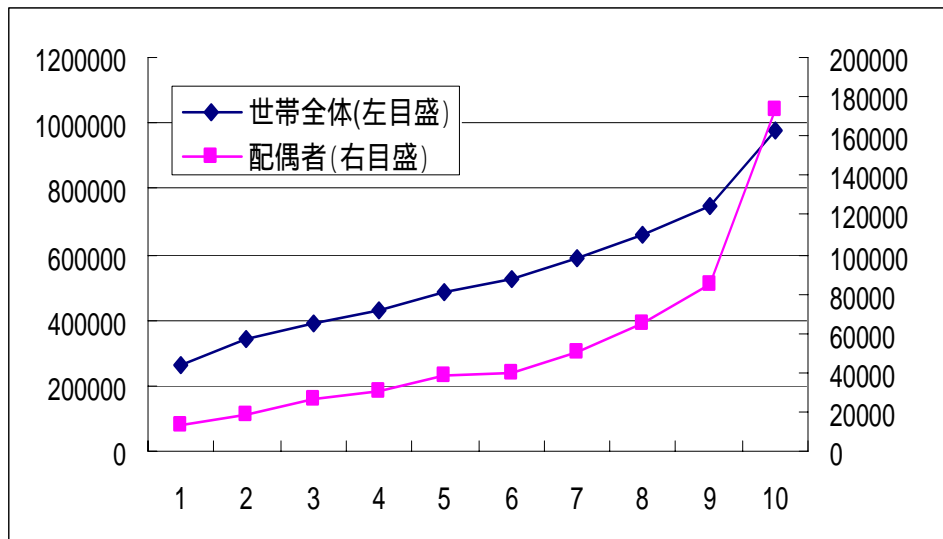


図 17 階級別世帯全体と配偶者収入  
 (総務省統計局 家計調査長期時系列データより作成)  
 注) 縦軸の収入は月額、横軸は所得階級を表す。

## 第2節 労働供給関数の推定

第1節で、制度が女性の労働意欲を制限していることがわかった。ここでは、制度の変更が女性の労働供給に与える影響を、労働供給関数の推計を通じて明らかにしていく。

### 1. 分析に用いるデータ：時系列データとパネルデータ

まず、実証分析に用いる時系列データとパネルデータの特徴について説明をおこなう。

時系列データとは、特定の時間に観察されたデータの系列である。年、四半期、月ごとにデータを並べて、全体の統計から変数間の関係を判断することができる。時系列データの問題として、継続される異時点間の偶然的要因である攪乱項  $u_t$  がしばしば独立でない場合がある<sup>14</sup>。

<sup>14</sup> これは、 $u_t$  を回帰式で誤差項とすると、

$E[u_t u_{t-1}] \neq 0$  と書き表すことができる。このような場合、攪乱項を以下のように想定することができる。

$$u_t = \rho u_{t-1} + \varepsilon_t$$

$\varepsilon_t$  は平均が0、分散が  $\sigma^2$ 、攪乱項それぞれが相互に独立の確率分布に従うとすると、

$$E[\varepsilon_t] = 0 \quad E[\varepsilon_t^2] = \sigma^2 \quad E[\varepsilon_t \varepsilon_s] = 0$$

を、全て満たす。なお、攪乱項  $u_t$  と独立に分布する。このとき  $u_t$  と  $u_{t-1}$  の共分散が  $\rho\sigma^2$  となり、相関係数が  $\rho$  となる。この関係を自己相関と呼び、これによる問題は時系列データに特有のものである。攪乱項に自己相関がある場合でも、最小二乗推定量は  $u$  が  $x$  と独立なかぎり不偏推定量であるが、有効推定量ではなくなっている。よって、時系列データに最小二乗法を用いる際、攪乱項に対して自己相関があるかどうかを実際に検定し、推定結果が信頼可能かを判断する必要がある。1階の自己相関に関する検定統計量として最もよく用いられるのがダービン・ワトソン比である。

これに対し、特定の時点において観察された、個体のデータをクロスセクションデータ(横断面データ)という<sup>15</sup>。さらに、時系列データやクロスセクションデータでは、情報量が限られたり、解釈が複数可能な場合が生じたり、多重共線性の問題が発生したりと、多くの問題が発生する。これらの問題を解決する手段として、パネルデータ<sup>16</sup>を用いることが有効となる。

パネルデータとは、時系列データとクロスセクションデータのプールであり、プールデータ中、多数の同一の個人に関する長期間にわたる観察値をさす。特に時系列に比べてクロスセクションの観察値が多いデータをパネルデータと呼ぶことが多い。

パネルデータの長所は全部で3つある。1つめは、数多くのデータポイントが確保できることである。時系列データと異なり、多重共線性の問題を解消できる上、自由度も増えるため、推定効率が向上する。2つめは、クロスセクションデータあるいは時系列データだけではわからないことが明らかになることである。パネルデータを用いれば、クロスセクションデータと時系列データを分けて計測でき、2つの解釈が可能な場合はクロスセクションデータと時系列データ、どちらかの観察を用いて、最適な解釈を採用することができる。3つめは、除外変数と説明変数の相関から生じる影響をなくすることができることである。ただし、全てのクロスセクションデータと時系列データについて、パラメータが一定であると仮定できるかが問題点として存在する。

次節の推定では以上のような特徴を考慮して、時系列データとパネルデータの両方を用いて分析を行う。

---

<sup>15</sup> クロスセクションデータにおいて、独立変数  $x_j$  の水準に依存して異なる場合、攪乱項の分散の不均一性が問題となる。このような場合、攪乱項の分散の仮定は  $E[u_j^2] = \sigma_j^2$  と表される。自己相関と同様に、最小二乗推定量は  $u$  が  $x$  と独立なかぎり不偏推定量であるが、有効推定量ではなくなっている。さらに分散の推定量の不偏性が無くなることで、通常形での係数の有意性検定も不可能となる。時系列データと同じくしてクロスセクションデータに最小二乗法を用いる際には、攪乱項に対して攪乱項の分散の不均一性があるかどうかを検定し確認する必要がある。

<sup>16</sup> 代表的なパネルデータには、アメリカで行なわれている1966年に45歳から59歳の男性、14歳から24歳の男性、1967年に30歳から44歳の女性、14歳から22歳の女性、1979年に14歳から21歳の男女、計5つのコーホートに、定期的にインタビューしたNSL(National Longitudinal Surveys of Labor Market Experience)と、1968年から現在に至るまでの6000世帯、計15000人の経済情報を定期的にインタビューしたPSID(University of Michigan's Panel Study of Income Dynamics)がある。日本では、厳密にパネルデータと言えるものは少ないが、樋口他(2001)で用いられている家計経済研究所のデータはその代表例である。また、企業の財務データについてはパネルデータと見なすことができる。



## 2. パネルデータによる労働供給関数の推定

### 労働供給関数の特定化

配偶者控除・特別控除制度の変更による影響を調べるために、まず最近時点までの時系列データを用いて分析を行った。ここでは、労働供給関数を男女別、年齢階級別に推定する<sup>17</sup>。推定式は

$$\log(LPR) = \alpha_0 + \alpha_1 \log(UNE) + \alpha_2 \log(RW) + \alpha_3 DUMMY1 + \alpha_4 DUMMY2$$

$LPR$  = 労働力人口比率（労働力人口 ÷ 15歳以上人口、年齢階級別）

$UNE$  = 失業率（年齢階級別）

$RW$  = 実質賃金（(1 - 負担率）× 決まって支給する現金給与額 / 消費者物価指数）

$DUMMY1$  = ダミー1（1995年まで0、それ以降1）

$DUMMY2$  = ダミー2（2003年まで0、それ以降1）

である。なお、弾力性が一定という仮定の下で係数の大きさを推定するために両辺に対数をとった。さらに、推定式に完全失業率が説明変数として含まれているが、これは失業率の上昇による求職意欲喪失の影響をモデルに取り入れるためである。完全失業率の係数の符号は、失業率が上昇すると、労働力人口比率が減少することからマイナスになると予想される。なお、税引き後賃金の係数の符号は、第2章の第1節に述べたようにプラスとマイナスの両方が考えられる。

### 使用データの記述統計量

はじめに、推定に使用するデータの記述統計量について説明する。表1～6は男女別、年齢階級別の労働力人口比率、完全失業率、税引き後賃金を男女間でその特徴を比較したものである。

労働力人口比率(女)					
	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳
平均	17.06087	72.90435	64.55217	54.58261	61.63478
中位数	16.8	73.4	65.3	53.5	61.7
最大値	18.7	75.6	74.9	62.7	63.1
最小値	16	68.9	52.8	50	59.6
標準偏差	0.694615	1.895084	6.982632	3.949989	0.93983
サンプル数	21	21	21	21	21

	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上
平均	69.54348	71.00435	65.84783	55.66522	39.43913	15.1087
中位数	69.6	71.8	67.1	56.4	39.5	15.4
最大値	71	73.9	68.8	60	40.7	16.7
最小値	67.6	66.9	60.6	49.9	38	12.7
標準偏差	1.007619	1.985969	2.813744	3.45722	0.68804	1.196553
サンプル数	21	21	21	21	21	21

表1 女性の年齢階級別労働力人口比率の比較

<sup>17</sup>本来は未婚、既婚別に分析を行うのが望ましいが、今回はデータの制約から男女別で行った。

労働力人口比率(男)					
	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳
平均	17.99565	72.17391	95.7913	97.33043	97.66957
中位数	18.2	71.7	96.1	97.4	97.8
最大値	19.4	75.2	97	98	98.3
最小値	16.2	68.5	93.6	96.4	96.8
標準偏差	0.907283	1.970975	0.8586	0.476192	0.409473
サンプル数	21	21	21	21	21

	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上
平均	97.63478	97.34348	96.37391	92.97391	73.10435	35.37391
中位数	97.6	97.3	96.3	93.6	72.9	36.2
最大値	98.3	98	97.5	94.8	75.6	38.9
最小値	97	96.6	95.3	90.3	70.3	29.2
標準偏差	0.34458	0.385918	0.709813	1.51694	1.669915	2.899407
サンプル数	21	21	21	21	21	21

表2 男性の年齢階級別労働力人口比率の比較

完全失業率(女)					
	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳
平均	7.726087	5.726087	5.343478	4.334783	3.191304
中位数	7.5	5.1	5.2	3.8	2.7
最大値	11.1	8.3	7.7	7.1	5.3
最小値	5.1	3.7	3.5	2.5	1.9
標準偏差	2.016346	1.65068	1.28729	1.522142	1.172764
サンプル数	21	21	21	21	21

	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上
平均	2.526087	2.208696	2.195652	2.282609	2.56087	0.825
中位数	2.2	2	2	2.2	2.4	0.85
最大値	4	3.7	3.6	3.3	4.5	1.1
最小値	1.5	1.3	1.4	1.3	1.4	0.5
標準偏差	0.777652	0.678845	0.702255	0.615447	1.062475	0.222131
サンプル数	21	21	21	21	21	21

表3 女性の年齢階級別完全失業率の比較

完全失業率(男)					
	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳
平均	10.06087	6.282609	3.917391	2.808696	2.369565
中位数	8.9	5	3.1	2.2	2
最大値	15.2	11.2	7	5	4.1
最小値	7.1	3.7	2	1.5	1.2
標準偏差	2.666584	2.726578	1.832696	1.211653	0.913751
サンプル数	21	21	21	21	21

	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上
平均	2.152174	2.147826	2.408696	3.491304	7.530435	2.195652
中位数	1.9	1.8	2	3.9	7.1	2.1
最大値	3.7	4	4.5	5.3	10.4	3.3
最小値	1.1	1.1	1	1.7	4.9	1.3
標準偏差	0.86753	0.888241	1.042686	1.051801	1.740803	0.63495
サンプル数	21	21	21	21	21	21

表4 男性の年齢階級別完全失業率の比較

税引き後賃金(女)					
	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳
平均	1671.686	2174.857	2504	2701.6	2754.629
中位数	1751.4	2281.2	2643.6	2860.8	2881.2
最大値	1914	2421.6	2774.4	3063.6	3210
最小値	1320.6	1669.2	1911.6	1989.6	1966.8
標準偏差	187.0845	260.7464	298.7066	374.8396	429.7918
サンプル数	21	21	21	21	21

	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上
平均	2722.629	2685.886	2639.886	2580.8	2363.486	2346.571
中位数	2839.2	2797.2	2755.2	2644.8	2433.6	2443.2
最大値	3189.6	3147.6	3049.2	2985.6	2568	2650.8
最小値	1947.6	1934.4	1962	2043.6	1881.6	1760.4
標準偏差	408.4681	388.2316	362.3296	292.7192	182.4543	242.6528
サンプル数	21	21	21	21	21	21

表 5 女性の年齢階級別税引き後賃金の比較

税引き後賃金(男)					
	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳
平均	1917.057	2591.943	3175.486	3806.571	4350.114
中位数	2013.6	2725.2	3330	3952.8	4536
最大値	2134.2	2804.4	3441.6	4147.2	4695.6
最小値	1504.8	2072.4	2564.4	3127.2	3583.2
標準偏差	206.2516	245.4877	291.8248	340.3392	382.81
サンプル数	21	21	21	21	21

	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上
平均	4752.571	5033.029	5081.257	4632.8	3468.057	3084.229
中位数	4927.2	5269.2	5283.6	4966.8	3661.2	3193.2
最大値	5160	5379.6	5576.4	5174.4	3843.6	3513.6
最小値	3951.6	4076.4	3970.8	3434.4	2697.6	2449.2
標準偏差	389.0328	429.0359	524.3414	611.5243	372.0316	329.0512
サンプル数	21	21	21	21	21	21

表 6 男性の年齢階級別税引き後賃金の比較

## 1. 労働力人口比率の比較

15歳から19歳階級および65歳以上階級の年齢階級の労働力人口比率の平均を見てみると女性に関して、15歳から19歳階級は17.06087%、65歳以上階級は15.1087%、男性に関して、15歳から19歳階級は17.99565%と、65歳以上階級は35.37391%と、男女ともに他の年齢階級に比べてかなり労働力人口比率が低い。女性の25歳から29歳階級の標準偏差がかなり大きい値を示しているが、この年齢階級の女性は出産・育児で仕事を中断する人と仕事を続ける人の区別がはっきりすることから、標準偏差が大きくなっていると思われる。

## 2. 完全失業率の比較

男女の完全失業率を各階級別で見ると、15から19歳の階級が男女ともに最も完全失業率平均の値が高いことがわかる。また、完全失業率は年齢の上昇とともに男女ともに減少する傾向にあるが、男性60から64歳の階級は7.530435%と値が一段と高くなっている。

### 3. 税引き後賃金の比較

15歳から19歳階級では女性の平均は1,671.686万円、男性の平均は1,917.057万円と他の年齢階級より低い。女性に関しては、20歳から65歳以上階級まで、大きな格差は見られない一方で、男性は50歳から54歳階級まで賃金が上がり続け、55歳から59歳階級からは減少の傾向を見せている。男性では日本の年功序列制がはっきりと見られているが、女性は男性と総体的に年功序列制の傾向が見られないことがわかる。

以上の比較をふまえたうえで、以下に分析における具体的手続きを述べる。

パネルデータでは15歳から19歳と65歳以上の年齢階級をはずして推計した。労働力人口比率の比較で指摘したように、15歳から19歳と65歳以上の年齢階級は労働力人口が極端に低いことが判明し、15歳から19歳階級は学生が多くを占めていてまだ働きに出ている人が少ないことに加え、65歳以上階級では退職している人が多いことが明らかになったため、推計には用いなかった。

配当や住宅ローンの影響を除き、税と社会保障負担のみを適用した税引き後賃金を割り出すために非消費支出を実収入で割った負担率<sup>18</sup>を作成し、きまって支給する現金給与額と消費者物価指数の比率である。実質賃金を修正し計算上含めた。ダミー1は1995年の改正の影響<sup>19</sup>を、ダミー2は2003年の改正の影響を表している。このモデルは、配偶者控除・特別控除制度の変更によって男女それぞれの労働力人口比率に影響を受けているか、および税引き後賃金が労働力人口比率に影響を与えているか、与えているならば労働力人口比率はどのように変化しているかを調べるためのものである。なお、パネル推計には固定効果モデルを使用している。固定効果モデルとは、説明変数と観察不能な経済主体特有の効果を表す誤差項が相関しているモデルのことである。

男女それぞれの年齢階級について、労働力人口比率<sup>20</sup>を被説明変数、税引き後賃金・完全失業率、ダミー1、ダミー2を説明変数として回帰分析を行い、ダミー2のt値に注目する。配偶者控除・特別控除が女性の労働供給に影響を与えていれば、女性のダミー変数は有意になるはずである。ダミー1の係数は樋口他(2001)によるとパート労働の増加に寄与するが、全体としては労働力人口比率にどのような影響があるのかは明らかになっていない。それぞれの推定に使われるデータは、労働力人口比率、完全失業率は『労働力調査年報』(総務省統計局)の1987年から2005年の暦年データ、負担率に用いた実収入と非消費支出は『家計調査年報』(総務省統計局)の1987年から2005年の暦年データ、きまって支給される現金給与額は『賃金構造基本調査』(総務省統計局)の1987年から2005年の暦年データ、消費者物価指数は『物価統計年報』(総務省統計局)の総合物価指数の1987年から2005年の暦年データである。

<sup>18</sup>負担率に関して、家計調査の所得分位別の負担率と年齢階級別のマッチングを行った。

<sup>19</sup>配偶者控除の金額が35万円から38万円に変更され、専業主婦の評価が高まった。また控除金額の範囲が拡大され、配偶者はそれ以前より「収入の壁」を気にすることなく働くことができるように考慮された変更である。

<sup>20</sup>多くの経済学者は労働力化の決定のほうが労働時間の決定よりも重要であると考えている。第一に、労働力として働くことは、それによって教育、技術、および社会安定に寄与する社会への帰属意識をもたらすことになる。第二に、多くの仕事については、労働時間を決定する際の裁量の大きさは、これまでずっと、制限されていたことにある。確かに、時代とともに労働時間は経済力に反応して調整され、平均労働時間は、20世紀前半では顕著に減少してきたが、ごく最近では、特に所得分布の最下層では賃金が上昇せずに、下落さえしているときに、労働時間は増加した。個人は通常、労働時間の決定に際して決定できる立場にない。したがって、労働時間ではなく労働力人口比率を被説明変数とした。

## 推定結果

表7はパネルデータを用いて、男女2つのモデルの推定結果を示したものである<sup>21</sup>。パネルデータを用いた労働力人口比率の推定により、配偶者控除・特別控除制度の変更の影響について以下のことがいえる。

1995年度の配偶者控除の拡充はダミー1を見るように、 $t$ 値が男性1.810と有意<sup>22</sup>ではなく、女性は3.663と有意になっている。さらに女性の係数は0.044とプラスの値を示している。これは樋口他(2001)によると配偶者控除の拡充は有配偶者女性のパート労働者としての労働力を増大させると述べていることから、正社員ではなくパート労働者が増大したと思われる。

次に、2003年度の配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止による影響を見るためにダミー2に注目する。分析結果では男性は係数が有意でありマイナスであるが、その値はとても小さいためほとんど影響はないと思われる。一方で女性は2.114でこちらも有意で、2003年の制度改革の影響表れている。よって、2003年の配偶者特別控除制度の上乗せ部分の廃止は労働供給に影響することがわかった。女性の労働力が抑制されている配偶者控除・特別控除制度が廃止されれば、女性は今まで以上に働きにでると想定できる<sup>23</sup>。

男			女		
変数	係数	t値	変数	係数	t値
完全失業率	-0.009	-5.208	完全失業率	-0.031	-1.571
税引き後賃金	0.135	9.800	税引き後賃金	0.207	2.399
ダミー1	0.003	1.810	ダミー1	0.044	3.663
ダミー2	-0.010	-7.535	ダミー2	0.023	2.114
定数項	4.079	80.032	定数項	3.499	13.190
決定係数	0.932		決定係数	0.888	
サンプル数	133		サンプル数	133	

表7 パネルデータによる労働供給関数の推定結果

### 3. 時系列データによる労働供給関数の推定

次に、時系列データを用いて年齢階級別に労働供給関数の推定を行う。表8は25歳から29歳階級と30歳から34歳階級の推定結果を示したものである。ダミー2については、男性の係数はパネルデータ同様、マイナスでとても小さいことから、配偶者控除の影響はほとんどないと言える。それに対して女性は、係数はプラスであることから、配偶者控除制度廃止の影響がプラスに出ている。しかしこの他の年代では、女子のダミー2の係数が正で有意になる結果は得られなかった。24歳以下は、就業以前であることが原因と考えられる。35歳以上の年齢については、理由は不明であるが、労働供給関数の説明変数として除外されているもの(例えば世帯主の所得等)の影響があるのかもしれない。しかし、M字カーブの窪み部分にあたる25歳から34歳の女性のダミー2の係数はプラスで有意であるので、この年

<sup>21</sup> パネルデータ分析ではクロスセクションデータの内15歳から19歳と65歳以上の労働力人口は、まだ働いていない、もしくは既に引退している人々が多いことから、推定には含めていない。

<sup>22</sup> 5%有意水準で有意

<sup>23</sup> 男性のダミー2がマイナスで有意なことは、ダミー2が配偶者控除・特別控除の制度変更を表しているということとは矛盾する結果である。男性の労働供給を説明するために必要な説明変数が除外されている可能性がある。

年齢階級については配偶者控除の上乗せ部分の廃止が労働供給の増加につながっていると言えよう。

以上の分析結果から、配偶者控除・特別控除の廃止は女性の労働力人口の増加に貢献することが明らかとなった。また、坂田・McKenzie (2005) によれば 2004 年からの配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止の効果を分析して影響がないと述べているが、われわれの分析結果では女性は係数がプラスで有意である。2004 年の制度改革の影響がでていることが明らかとなった。

男(25~29歳)			女(25~29歳)		
変数	係数	t値	変数	係数	t値
完全失業率	-0.017	-2.674	完全失業率	0.027	1.180
税引き後賃金	0.066	1.333	税引き後賃金	1.096	14.083
ダミー1	0.007	1.148	ダミー1	0.031	2.720
ダミー2	-0.013	-2.239	ダミー2	0.029	2.407
定数項	4.358	25.945	定数項	0.668	2.842
決定係数	0.576		決定係数	0.981	
ダービン・ワトソン比	0.762		ダービン・ワトソン比	2.166	
サンプル数	20		サンプル数	20	

男(30~34歳)			女(30~34歳)		
変数	係数	t値	変数	係数	t値
完全失業率	-0.007	-1.863	完全失業率	0.052	1.420
税引き後賃金	0.128	3.744	税引き後賃金	0.338	2.300
ダミー1	0.000	0.125	ダミー1	0.028	1.467
ダミー2	-0.005	-1.417	ダミー2	0.061	2.925
定数項	4.129	33.865	定数項	2.820	6.404
決定係数	0.622		決定係数	0.902	
ダービン・ワトソン比	1.365		ダービン・ワトソン比	0.979	
サンプル数	20		サンプル数	20	

表 8 時系列データによる労働供給関数の推定結果

## 第5章 新たな税額控除制度導入の効果

---

第4章では配偶者控除の廃止を主張したが、坂田・McKenzie(2005)によれば2004年からの配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止のマイナス面を強調している。第5章ではこの問題を解消するために配偶者控除・特別控除の廃止のみならず、新たな税額控除の導入によってこのマイナスの効果を緩和させ、なおかつ労働供給を増大させるべく、新たな税額控除を日本に適用した場合に関する分析について述べる。

第1節では税美後賃金と、労働力人口比率の関係を評価する。第2節では、前章の推定結果を使用して EITC のような税額控除制度を日本の現行制度に新しく適用したらどうなるかを述べる。

### 第1節 税額控除導入にあたって

税額控除導入は、税引き後賃金の増加と捉えることができるため、われわれは税引き後賃金に注目する。前節のパネルデータの推定結果によると税引き後賃金に関しては  $t$  値が男性 9.8、女性 2.399 と両方ともに有意である。係数を見ると男性で 0.135、女性で 0.207 となっており、係数がプラスの値をあらわしている。Eissa and Hoynes(1998), Dickert, Houser and Scholz(1995), Meyer and Rosenbaum(1999) と弾力値の大きさを比較した場合、似た結果が得られていることがわかった。また、年齢階級別の推定結果によると、男性は 25 歳から 29 歳では有意ではなく、30 歳から 34 歳では有意係数は 0.128 である。女性は、25 歳から 29 歳は有意で係数は 1.096、30 歳から 34 歳からは有意で係数は 0.338 である。税引き後賃金の係数は、第2章の第1節で述べたように理論的にはプラスもマイナスもありえるが、このケースではプラスになっている。これらの結果から、税引き後賃金は労働力人口比率に影響を与えていることと、税引き後賃金と労働力人口比率の間にはプラスの関係があることが判明した。税額控除を導入すれば、税引き後賃金が上がり、男性の低所得者および全体として低所得者である女性を中心として労働者が増加することができる。

## 第 2 節 現行制度の下で税額控除を導入した場合の効果

本節で日本に税額控除を導入した場合の、労働力人口の変化を検証する。図 18 は、所得別の女性の労働力人口を表している。これは『労働力調査』（総務省統計局）の 2005 年の暦年データを基に作成したものである。

図 18 によると、所得 150 万円未満の女性は女性の労働人口の約半数を占めている。所得 150 万円以上 200 万円未満と所得 200 万円以上 500 万円未満はそれぞれ 11% と 36% である。まとめると、500 万円未満の労働力人口は全体で約 9 割を占めている。他方、500 万円以上の所得を稼ぐ女性はたった 7% しかいない。これまで重ねて述べてきたが、女性は男性と比べて所得が低く、女性の中でも正社員よりパートタイマーとして働く人は更に所得が低いことに加え、パートタイマーとして働く女性が多いことがこのグラフの結果に反映されている。所得 150 万円未満の女性は主にパートタイマーであり、低所得者であることと、女性の労働人口の約半数を占めていることを踏まえ、われわれは主としてこの所得層の女性の労働力人口を増加させるべく新たな税額控除を適用する。

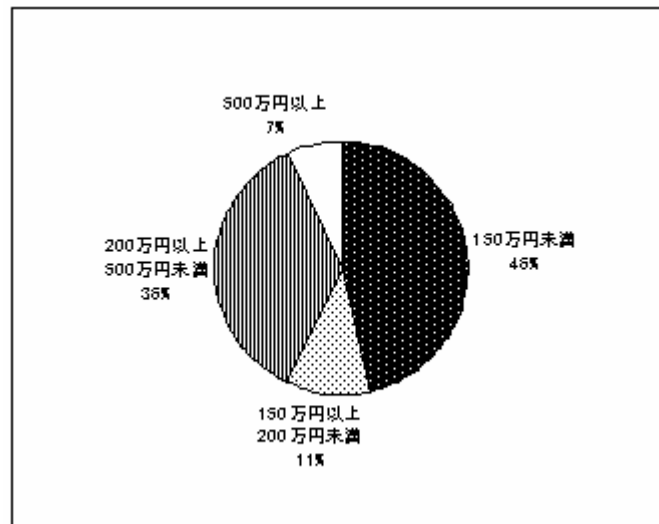


図 18 所得別女性の労働力人口  
(総務省統計局「労働力調査」より作成)

税額控除を導入して労働力人口の変化を推計する。本来ならば E I T C の基準をそのまま日本に適用し推定するべきだが、アメリカと日本のさまざまな制度の違いにより、そのまま適用するのは困難であった。したがって、以下の仮定をおく。

所得 10 万円以上 50 万円未満を税額控除の増加局面として、税額控除を一律 5 万円とする

所得 50 万円以上 150 万円未満を税額控除の増加局面として、税額控除を 5 万円から 2500 円ずつ増加させる

所得 150 万円以上 200 万円未満では一定局面として税額控除中最大の 75,000 円の控除を付与する

所得 200 万円以上 500 万円未満の減少局面では税額控除額を 75,000 円から 2500 円ずつ減少させる



これらをまとめたのが表9である<sup>24</sup>。各項目は以下の通りである。

- ・ 所得
- ・ 控除導入前の税額 1,000 円から 3,299,000 円 所得 × 10%  
330 万円から 8,999,000 円 所得 × 20% - 33 万円
- ・ 税額の控除額 上記の ~ を参照
- ・ 控除導入後の税額 控除導入前の税額 - 税額の控除額
- ・ 税引き後所得 所得 - 控除導入後の税額
- ・ 限界税率 税金の増加率
- ・ 所得：控除なし 現行制度（導入前）の税引き後所得
- ・ 可処分所得増加率 税額控除導入後税引き後所得 ÷ 税額控除導入前税引き後所得

第4章の第2節でパネルデータを用いて推計した税引き後賃金の係数と税額控除を導入した場合の税引き後所得の増加率を参考に、500万円未満の労働力人口がどのくらい変化するかをみる。2005年時点で500万円未満の労働力人口は男女それぞれ、2271万人、2394万人である。

推定によると、税額控除を導入すると男性で196,650人、女性で317,862人、あわせて514,512人労働供給が増加するという結果になった。また、所得階級別にパネルデータで得られた係数を用いて分析したところ、次のような結果が得られた。

- ・ 150万円未満 男性 74,394人 女性 326,650人
- ・ 150万円以上200万円未満 男性 12,264人 女性 26,904人
- ・ 200万円以上500万円未満 男性 31,354人 女性 26,618人

全体で男性は118,011人、女性は380,179人労働力人口が増加する。

次に年齢階級別の推定結果を用いて同様の推計を行う。本来ならば所得階級別の弾力値を使うべきだが、データがなかったので年齢階級別で分析を行った。よって、所得階級別に対応する年齢階級別の弾力性を使って所得階級別の労働力人口を計算する。データは第2節の時系列データを使う。男性については25歳から29歳では税引き後賃金の*t*値が有意ではないのと、30歳から34歳の実質賃金の弾力性は、パネルデータで得られた値と近いことから女性のみ推計した。結果は以下の通りである。

24歳から29歳の税引き後所得に対する弾力性を用いた場合

- ・ 150万円未満 1,729,540人
- ・ 150万円以上200万円未満 142,450人
- ・ 200万円以上500万円未満 140,936人

30歳から34歳の税引き後所得に対する弾力性を用いた場合

- ・ 150万円未満 533,380人
- ・ 150万円以上200万円未満 43,941人
- ・ 200万円以上500万円未満 43,464人

全体では前者が2,012,926人、後者で620,775人労働力人口が増加する。前者は他の先行研究と比較しても労働供給関数の係数が大きいので過大な推計となっている可能性がある。しかし、最も小さなケースでも女性労働者は30万人以上増加することが明らかになった。

<sup>24</sup> なお、この計算では現行制度下での様々な控除等は考慮していない。

さらに配偶者控除を全廃した際の効果を考えると、労働力人口はよりいっそう増えるであろう。

労働力人口の不足を補う人数として、この数は今後の日本を支えていくうえで大変貴重であるため、税額控除は労働供給に対して大きな効果が期待できる政策であるとわれわれは考える。

所得	控除導入 前の税額	税額の控 除額	控除導入 後の税額	税引き後 所得	限界税率	所得 控除なし	可処分所 得増加率
10	1	5	-4	14		9	1.556
20	2	5	-3	23	0.1	18	1.278
30	3	5	-2	32	0.1	27	1.185
40	4	5	-1	41	0.1	36	1.139
50	5	5	0	50	0.1	45	1.111
60	6	5.25	0.75	59.25	0.075	54	1.097
70	7	5.5	1.5	68.5	0.075	63	1.087
80	8	5.75	2.25	77.75	0.075	72	1.080
90	9	6	3	87	0.075	81	1.074
100	10	6.25	3.75	96.25	0.075	90	1.069
110	11	6.5	4.5	105.5	0.075	99	1.066
120	12	6.75	5.25	114.75	0.075	108	1.063
130	13	7	6	124	0.075	117	1.060
140	14	7.25	6.75	133.25	0.075	126	1.058
150	15	7.5	7.5	142.5	0.075	135	1.056
160	16	7.5	8.5	151.5	0.1	144	1.052
170	17	7.5	9.5	160.5	0.1	153	1.049
180	18	7.5	10.5	169.5	0.1	162	1.046
190	19	7.5	11.5	178.5	0.1	171	1.044
200	20	7.5	12.5	187.5	0.1	180	1.042
210	21	7.25	13.75	196.25	0.125	189	1.038
220	22	7	15	205	0.125	198	1.035
230	23	6.75	16.25	213.75	0.125	207	1.033
240	24	6.5	17.5	222.5	0.125	216	1.030
250	25	6.25	18.75	231.25	0.125	225	1.028
260	26	6	20	240	0.125	234	1.026
270	27	5.75	21.25	248.75	0.125	243	1.024
280	28	5.5	22.5	257.5	0.125	252	1.022
290	29	5.25	23.75	266.25	0.125	261	1.020
300	30	5	25	275	0.125	270	1.019
310	31	4.75	26.25	283.75	0.125	279	1.017
320	32	4.5	27.5	292.5	0.125	288	1.016
330	33	4.25	28.75	301.25	0.125	297	1.014
340	35	4	31	309	0.225	305	1.013
350	37	3.75	33.25	316.75	0.225	313	1.012
360	39	3.5	35.5	324.5	0.225	321	1.011
370	41	3.25	37.75	332.25	0.225	329	1.010
380	43	3	40	340	0.225	337	1.009
390	45	2.75	42.25	347.75	0.225	345	1.008
400	47	2.5	44.5	355.5	0.225	353	1.007
410	49	2.25	46.75	363.25	0.225	361	1.006
420	51	2	49	371	0.225	369	1.005
430	53	1.75	51.25	378.75	0.225	377	1.005
440	55	1.5	53.5	386.5	0.225	385	1.004
450	57	1.25	55.75	394.25	0.225	393	1.003
460	59	1	58	402	0.225	401	1.002
470	61	0.75	60.25	409.75	0.225	409	1.002
480	63	0.5	62.5	417.5	0.225	417	1.001
490	65	0.25	64.75	425.25	0.225	425	1.001
500	67	0	67	433	0.225	433	1.000

表9 税額控除制度導入後の所得毎の可処分所得増加率  
注) 金額の単位は万円

## 第6章 政策提言

---

我が国において早急に着手しなければならない課題として、冒頭で生産年齢人口の減少が深刻となっていることを指摘した。生産年齢人口の減少を補うために、われわれは女性に注目し、女性の労働力を十分に生かせる政策を考えてきた。そして、女性が専業主婦でありつづけることを制度的、経済的に有利にし、女性の就労を抑制している配偶者控除・特別控除に着目し、両制度の廃止によって女性の労働供給が増加することを明らかにした。さらに税額控除の導入によって女性の労働供給を大きく増加させることが可能であることを示した。これらの結果をふまえた上で、以下の政策提言を行う。

一つめは、「配偶者控除・特別控除制度の廃止」である。我々の分析によると、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止によって、女性の労働力人口は増加している。したがって、配偶者控除・特別控除が女性の就労に制限を加えていると考え、両制度が廃止されるべきであるという結論に至った。制度的、経済的拘束を無くした場合、女性は自由に就労することが可能となり働くインセンティブが高まってこれまで以上に働くようになると考えられる。特に、M字カーブの窪み部分にあたる年齢階級の女性にとって、両制度廃止の効果は大きい。

二つめは「税額控除の導入」である。分析結果から、男女ともに賃金と労働力人口比率にはプラスの関係があることがわかった。さらに、男性よりも女性のほうが賃金に大きく反応していることが明らかになった。よって、一つめの政策提言である配偶者控除・特別控除制度の廃止に伴う増税に対して、減税策である新たな税額控除の導入を二つめの政策提言とする。アメリカの税引き後勤労所得税額控除制度(EITC)を参考に、低所得者のみに控除を適用する。税額控除は賃金の増加につながり、特に低所得者の多い女性の労働供給にプラスの影響を与える。

これら二つの政策によって女性の労働力をいっそう活用させることが可能となる。

## 参考文献

### 《先行論文》

- 粕谷晴江(2003)「女性と社会保障 - 税制改革の方向性」『女性白書 2003』pp.30-33
- 金子能宏、森田陽子(1998)「育児休業制度の普及と女性雇用者の勤続年数」『日本労働研究雑誌』vol.459,pp.50-62.
- 小原美紀(2001)「専業主婦は裕福な家庭の象徴か? 妻の就業と所得不平等に税制が与える影響」『日本労働研究雑誌』Vol.493、pp.15-29
- 坂田 圭、C. R. McKenzie(2005)「配偶者特別控除の廃止は有配偶女性の労働供給を促進したか」KUMQRP DISCUSSION PAPER SERIES DP 2005-020
- 滋野由美子、大日康史(1997)「女性の結婚選択と就業選択に関する一考察」『家庭経済研究』Vol.36,pp.61-71.
- 鈴木 準(2006)「M字カーブは解消に向かっているか - 人口問題の基礎知識(14)」大和総研資本市場調査部情報
- 田中重人(2001)「家事専従者の労働供給の可能性 家事時間量分布に基づく推計」『日本労働研究雑誌』Vol.493、pp.4-14
- 内閣府政策統括官(2002)「海外諸国における経済活性化税制の事例について」政策効果分析レポート NO.12
- 永瀬伸子(1994)「既婚女子の雇用形態の選択に関する実証分析 - パートと正社員」『日本労働研究雑誌』Vol.36、pp.31-42
- 西崎寿美(2002)「Earned Income Tax Credit アメリカの経験」『ESP』2002年3月号
- 樋口美雄、西崎文平、川崎暁、辻健彦(2001)「配偶者控除・特別控除制度に関する一考察」景気判断・政策分析ディスカッション・ペーパー
- 別所俊一郎(1997)「配偶者控除は女性の就労を阻害しているか? - 女性労働力活用の視点からの税制改革 - 」<http://www.econ.hit-u.ac.jp/~bessho/paper/index.html>
- 森田陽子(2004)「子育て費用と出生行動に関する分析」『日本経済研究』No.48,pp.34-57.
- 山田直志(2000)「日本女性の離職行動」Institute of policy and Planning Sciences discussion paper series ;No.860.
- Dickert,Houser and Scholz(1995) “ The Earned Income Tax Credit and Transfer Programs: A Study of Labor Market and Program Participation ” (in J. Poterba (ed.)) *Tax Policy and the Economy* ,Vol.9 MIT Press, 1995
- Eissa and Hoynes(1998) “ The Earned Income Tax Credit and the Labor Supply of Married Couples, ” *NBER Working Paper* ,6856, Dec. 1998
- Eissa and Liebman(1996) “ Labor Supply Response to the Earned Income Tax Credit, ” *Journal of Economics*, May 1996
- Liebman(1997) “ The Impact of the Earned Income Tax Credit on Incentives and Income Distribution ” (in J. Poterba ), *Tax Policy and the Economy*,Vol.1,MIT Press
- Meyer and Rosenbaum(1999) “ Welfare, The Earned Income Tax Credit, and the Labor Supply of Single Mothers ” *NBER Working Paper*, 7363, Sep. 1999

## 《参考文献》

- 上村敏之（2005）『はじめて学ぶ国と地方の財政学』日本評論社  
 大沢真理（2002）『男女共同参画社会をつくる』日本放送出版協会  
 大橋勇雄（1990）『労働市場の理論』東洋経済新報社  
 大橋勇雄、中村二郎（2004）『労働市場の経済学 働き方の未来を考えるために』有斐閣  
 小川一夫、得津一郎（2002）『日本経済:実証分析のすすめ』有斐閣ブックス  
 北坂真一（2005）『統計学から始める計量経済学』有斐閣ブックス  
 経済産業省（2003）『男女共同参画研究会報告：女性の活躍と企業業績』  
 厚生労働省均等・児童家庭局(2004)『平成15年版女性労働白書-働く女性の実情-』財団法人21世紀職業財団  
 瀬地山角（1996）『東アジアの家父長制』剋草書房  
 総務省統計局（2006）『家計調査年報 平成17年家計収支編』  
 総務省統計局（2006）『労働力調査年報（詳細結果）平成17年』  
 橋本俊詔（1997）『ライフサイクルの経済学』ちくま新書  
 内閣府（2003）『年次経済財政報告（経済財政政策担当大臣報告）』  
 (財)21世紀職業財団（2004）『企業の女性活用と経営業績との関係に関する調査』  
 日本労働研究機構編（1997）『労働市場の経済分析』日本労働研究機構  
 原田 泰（2001）『人口減少の経済学 - 少子高齢化ニッポンを救う！』PHP 研究所  
 樋口美雄、太田清、家計経済研究所（2004）『女性たちの平成不況』日本経済新聞社  
 松浦克己、コリン・マッケンジー（2005）『EViewsによる計量経済学入門』東洋経済新報社  
 宮川 努（2002）『グラフィックマクロ経済学』新世社  
 Stiglitz, J.E. (2000), *Economics of Public Economics, third edition* (藪下史郎他訳、  
 『スティグリッツ 公共経済学』東洋経済新報社)

## 《データ出典》

- 厚生労働省ホームページ（統計結果）  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/index.html>  
 (2006年10月9日閲覧)  
 国税庁ホームページ  
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/046.htm>  
 (2006年10月7日閲覧)  
 総務省統計局ホームページ（家計調査時系列データ）  
<http://www.stat.go.jp/data/kakei/index2.htm>  
 (2006年10月6日閲覧)  
 外務省ホームページ  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>  
 (2006年10月31日閲覧)  
 OECD Labor force statistics ホームページ  
<http://www.oecd.org/pub/sourceoecd/statistics.html>  
 (2006年11月15日閲覧)